国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体 の負担割合の指針について

平成3年5月31日付 3構改D第389号

```
一部改正 平成 4年 6月10日付 4構改D第293号
一部改正 平成 5年 7月 6日付 5構改D第521号
一部改正 平成 6年10月 5日付
                   6 構改 D 第 5 1 8 号
一部改正 平成 7年12月22日付 7構改D第789号
一部改正 平成 8年11月19日付
                   8 構改 D 第 6 8 2 号
一部改正 平成 9年11月 5日付 9構改D第672号
一部改正 平成10年 6月10日付 10構改D第 55号
一部改正 平成11年 7月14日付 11構改D第486号
一部改正 平成12年 8月21日付 12構改D第675号
一部改正 平成13年 8月10日付 13農振第1262号
一部改正 平成14年 8月 8日付 14農振第 953号
一部改正 平成15年 5月26日付 15農振第 227号
一部改正 平成18年 8月24日付 18農振第 857号
一部改正 平成19年 8月 8日付 19農振第 837号
一部改正 平成20年 8月26日付 20農振第 962号
一部改正 平成21年 7月13日付 21農振第 834号
一部改正 平成22年 7月30日付 22農振第 907号
一部改正 平成24年 3月21日付 23農振第2583号
一部改正 平成25年 3月28日付 24農振第2532号
一部改正 平成26年 3月28日付 25農振第2310号
一部改正 平成26年 7月17日付 26農振第 993号
一部改正 平成27年 7月30日付 27農振第1104号
一部改正 平成28年 6月27日付 28農振第 823号
一部改正 平成29年 6月27日付 29農振第 777号
一部改正 平成30年 7月19日付 30農振第1274号
```

各地方農政局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長あて 構造改善局長通知

この度、国営及び都道府県営土地改良事業について、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるに当たっての指針とするため、国営及び都道府県営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

(国営:その1)

H 3 0 . 7 (単位:%)

(国宮:そ	- の1)						(単位:%)
				地帯	区分		
予算	区分	# ** **		農林	水産省		/# ÷~
食料安定供給	3特別会計(歳出) 注 計 (歳出)	事業等	国	庫率	都府県	市町村	横 考
一	計 (歳出)		ア	1	ゥ	ェ	
農業生産基盤整備事業費	か ん が い 排 水事 業 費 畑地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水 (一般型 > (かんがい排水) (造成土地改良 施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設か修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	{ ただし 65 { ただし 業水利制	70 70 2/3 2/3 2/3 (2/3] (2/3) <2/3> <<2/3> <<70>> ((2/3)) : ((2/3)) : ((2/3))	25 20 23.4 20.9 19 17 [17] (17) <30> <<30>> (<30>> (<19.4)) ((19.4))	5 8 8 8 6 [7] (6) <3.4> <<3.4>> (<0>> ((9))	総合かんがい排水は、注4)による。 []書はかんがい排水の農業用水再線対策事業(地域保全機能増進事業)及で流域する基幹的を増進事業頭首と、 ()書はは、と、 ()書はは、と、 ()書はは、と、 ()書はは、と、 ()書はは、と、 () のでは、と、 () のでは、 (
		< 特別型 > (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	74 69 69 66 63 58	70 70 2/3 2/3 2/3 2/3 2/3	25 20 23.4 21 19 17	5 8 8 7 6	域及び展集が利制御シスチ業施 要網(平成元年7月7日付け元 構改 D第 532 号農林水産事務次 官依命通知)第2の3、4、5 及び7により行う事業を示す。 「田以外:特殊土壌等」とは 平成5年4月1日付5 構設 D 第194号による改正前の場合の んがい排水事業実施要網第6の
			63	2/3	77年4年 7	6	1の(1)のウの(イ)及び(2)
				! ᠈ファ-ムポンド、	┃ 善先行核地均	 或及び農	に規定する特殊土壌地帯におけ る田以外にかかる部分並びに琵
			業水利制 48	リ御システム } 50	25	9	琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。
	農用地東編整備費 事 業 編開 事 業 調営農用地再編開費 事 営農用地開発費 事 業 費	国営農用地再編整備 <一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編整備)	75 60 < > > <65> <60> <50> ()	70 2/3 <2/3> <55> <55> <50> (2/3)	17.5 17 <24.4> <30> <28> <29> (25.2)	5 6 <5> <10> <11> <14> (5)	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。
		<特別型> (農地開発) (総合農地開発)	74 58	70 2/3	17 17	5 6	
		草 地 開 発	74 65	70 2/3	17 17	5 6	
	直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>	72 72 70 70	70 2/3 70 2/3	13 16.4 12 15.4	0 0 0 0	
		<特別型>	75 75 72 72	70 2/3 70 2/3	15 18.4 13 16.4	0 0 0	
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)	75 65	70 2/3 50	30 30 35	0 3.4 15	
		(土地改良施設突発 事故復旧事業)		2/3	30	3.4	
				<u> </u>			

(国営:その2)

地 帯 X 分 $\overline{\times}$ 分 ΉŁ 渞 業 等 備 考 食料安定供給特別会計(歳出) 国 庫 淧 道 市町村 会 計 (歳出) ァ r 農業生産基盤整か んがい排 国営かんがい排水 総合かんがい排水は、注4) 水 備事業費 業 90 85 12 2 <85> <80> <15> <5> (かんがい排水 畑地帯総合土地改良 85 85 10 2 >書は直轄明渠排水及び内 パイロット事業費 (造成土地改良 85 80 15 2 水排除に適用し、当該市町村エ 施設整備) [80] [15] [3] 欄の値については平成4年度以 (明渠排水 <80> 前の事業実施分にも適用する。 <75> <19> <6> (内水排除 80 75 19 3]書はかんがい排水の環境 (施設改修 80 85 15 0 (総合かんがい排水) 77 5 85 保全型かんがい排水事業、農業 13 2 (畑地帯水源整備 77 5 75 22 5 2.5 用水再編対策事業(地域用水機能 (広域かんがい排水) 75 75 20 4 増進型)及び流域水質保全機能増 70 75 17 3 進事業に適用する。ただし、ダ [17] ム、頭首工等の基幹的施設は除 [75] [4] 1 (85) (12)(2) < . (80))書は国営施設機能保全事 (15)(2) 業に適用する。 (17)(75)(3) {65} {75} {25} {0} { }書は併せ行うため池整備 {65} {80} {20} {0} に適用する。注 17) 2/3 23 <<>>書は一体的に行う耐震化 65 対策及び一体的に行う地域防災 55 60 27 <<25>> 対策に適用する。注 18) <<75>> <<0>>> << >> (())書は更新事業に適用す ((85)) ((12))((2)) (()): る。)): ((80)) ((16))((2.5))((75)) ((18))((4.5)))): 「ファームポンド、先行核地域 {ただしファームポント 先行核地域及び農 及び農業水利制御システム」と は国営かんがい排水事業実施要 業水利制御システム } 9 綱(平成元年7月7日付け元構 55 27.5 改 D第 532 号農林水産事務次官 依命通知)第2の3、4、5及 <特別型> 85 12 2 び7により行う事業を示す。 <85> <80> <15> <5> (かんがい排水 84 85 10 2) (内水排除 84 80 15 2 (総合かんがい排水) <80> <75> <19> <6> (畑地帯水源整備 79 85 15 0 (広域かんがい排水) 76 5 85 13 2 76.5: 75 22.5 2.5 74 75 20 69 75 3 17 {ただしファ-ムポンド、先行核地域及び農 業水利制御システム } 26.5 農用地再編整備 国営農用地再編整備 < 一船型 > (農地再編整備) 80 75 15 4 < >書は農地再編整備の中山 国営農用地再編開発 (農地開発 67.5 75 13 5 間地域型に適用する。 (総合農地開発) 65 75 13 5 ()書は国営緊急農地再編整 (国営緊急農地再編整備) 備に適用する。 <75> <18> < 4> > 国営農用地開発 <28> <60> <55> <11> 事 業 曹 <60> <50> <33> <11> <55> <50> <31> <13> <50> <50> <29> <14> () (75)(18.3)(4) <特別型> (農地開発 (総合農地開発) 地 開 発 70 4 70 20 <一般型> 75 70 22 3 直轄干拓事業費国 営 Ŧ 拓 < 一般型 > < 特別型 > 農地防 災 国営総合農地防災 費 <一般型> (総合農地防災 (土地改良施設突発 75 25 0 事故復旧事業) 85 15 0 80 20 0

予 算 区	分		地帯	区分			
		事業等	沖	縄		備	考
食料安定供給特別会計(歳と 一 般 会 計 (歳と	-		 庫率	県	市町村		-
農業生産基盤整 備事業費	排水費地改良事業費	国営かんがい排水 (一般型 > (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内洗針砂修) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	<90> ((95)) ((90)) ノファ-ムポンド、 引御システム }	ウ 5 7 [7] (5) (7) <10> ((5)) ((7)) 、先行核地	<0> ((0)) ((2))	総合合。 []書はかんがい排によった。 []書はかんがいがいがいがれる機ではないではない。 「全型が全機にははないではないではない。」 「の基幹的ははははないではないではない。」 「では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	い非事業は 環び適工 等 は機能 に は き は き き は き き は き き き き き き き き き き
		< 特別型 > (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)				(())書は更新事 「ファームポン 域及国農業かんがい 要綱(平成元年7 構改の第 532 号 1 構改の第 532 号 2 及び7により行う	ド、先行核地 御システム」 排水事業実施 月7日付元 林水産事務次 の3、4、5
農用地再編事営農用地再事」営農用地再事業国営農用地事事業	編開発費	国営農用地再編整備 国営農用地再編開発 <一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)					
		< 特別型 > (農地開発) (総合農地開発)					
直轄干拓事	事業費 [<一般型> 国 営 干 拓 <一般型>					
		< 特別型 >					
総合農地事業	費 	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災) (土地改良施設突発	 90	10	0		
		事故復旧事業)	95 95	5	0		

(国営:その4)

地 帯 区 分 算 X 分 奋 美 事 業 等 備 考 食料安定供給特別会計(歳出) 率 市町村 国庫 県 般 会 計 (歳出) ァ т オ 農業生産基盤整 かんがい排水 国営かんがい排水 総合かんがい排水は、注4) 備事業費 業 <一般型> による。 事 95 90 8 85 90 7 畑地帯総合土地改良 (かんがい排水 [] [90] [7] [1.5]]書は流域水質保全機能増 パイロット事業費 進事業に適用する。ただし、ダ (造成土地改良 (90) (8) (1) 施設整備) ム、頭首工等の基幹的施設は除 (90) (7) (1) (明渠排水) {90} {10} {0} (内水排除 (()): ((90)) ((8.5))((1)) (施設改修 (()) ((90)) ((7)))書は国営施設機能保全事 ((2)) (総合かんがい排水) 業に適用する。 (畑地帯水源整備) { }書は併せ行うため池整備 (広域かんがい排水) に適用する。注 17) (()) 書は更新事業に適用す る。 {ただしファ-ムポンド、先行核地域及び農 「ファームポンド、先行核地 業水利制御システム } 域及び農業水利制御システム」 70 65 20 6 とは国営かんがい排水事業実施 要綱(平成元年7月7日付け元 構改D第 532 号農林水産事務次 官依命通知)第2の3、4、5 <特別型> 及び7により行う事業を示す。 (かんがい排水) (内水排除 (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水) 農 用 地 再 編 整 備 国営農用地再編整備 業 国営農用地再編開発 国営農用地再編開発 <一般型> 業 費 (農地再編整備 90 85 10 2 国営農用地開発 (農地開発 (総合農地開発 業 費 < 特別型 > (農地開発 (総合農地開発 地 開 発 <一般型> 直轄干拓事業費国営干拓 <一般型> <特別型> 総合農地防災 国営総合農地防災 業 費 <一般型> (総合農地防災) (土地改良施設突発 90 10 0 事故復旧事業)

(国営:その5)

地 帯 \boxtimes 分 算 X 分 離 島 事 業 等 考 食料安定供給特別会計(歳出) 庫 率 市町村 玉 都県 般 会 計 (歳出) ァ r 総合かんがい排水は、注4) 農業生産基盤整 かんがい排水 国営かんがい排水 備事業費 による。 業 <一般型> 90 85 2 12 85 85 10 2 畑地帯総合土地改良 (かんがい排水 85 80 15 2]書はかんがい排水の農業 パイロット事業費 用水再編対策事業(地域用水機能 (造成土地改良 [80] [15] [3] [] 施設整備) 80 85 15 増進型)及び流域水質保全機能 0 (明渠排水 77 5 85 13 2 増進事業に適用する。ただし、 (内水排除 77.5 75 22.5 2.5 ダム、頭首工等の基幹的施設は (施設改修 75 75 20 4 除く。 (総合かんがい排水) 70 75 17 3 (畑地帯水源整備))書は国営施設機能保全事] [75] [17] [4] (広域かんがい排水) (85) (12)(2) 業に適用する。) (80) (15) (2) (75) < >書は併せ行うため池整備 (17) (3)) に適用する。注 17) <75> <25> <0> <80> <20> <0> ((85)) ((12)) (()) 書は更新事業に適用す (()) ((2)) (()): ((80)) る。 ((16)) ((2.5))((75)) $((\))$: ((18))((4.5)) {ただしファ-ムポンド、先行核地域及び農 「ファームポンド、先行核地 業水利制御システム } 域及び農業水利制御システム」 55 50 27.5 9 とは国営かんがい排水事業実施 要綱(平成元年7月7日付け元 構改 D第 532 号農林水産事務次 官依命通知)第2の3、4、5 <特別型> 12 2 89 85 及び7により行う事業を示す。 84 85 10 2 (かんがい排水 84 80 15 2 (内水排除 79 15 0 85 (総合かんがい排水) 76.5 85 13 2 (畑地帯水源整備) 76.5 75 22.5 2.5 (広域かんがい排水) 74 75 20 4 69 75 17 3 {ただしファ-ムポンド、先行核地域及び農 業水利制御システム } 53 26.5 9 農用地再編整備 国営農用地再編整備 国営農用地再編開発 国営農用地再編開発 費 < 一船型 > (農地再編整備 国営農用地開発 (農地開発 (総合農地開発 < 特別型 > (農地開発 (総合農地開発 地 開 発 <一般型> 国 営 干 拓 直轄干拓事業費 <一般型> . <特別型> 総合農地防災 国営総合農地防災 重 費 <一般型> 丵 (総合農地防災) (土地改良施設突発 25 0 事故復旧事業) 85 15 0 80 20 0

(都道府県営:その1)

(都道府県宮:その1				地 帯	区分	(単位:%)	
予算	区分			農林力			
	±1 / ·	事 業 等	国 庫	<u>辰 かり</u> i 率	都府県	市町村	備考
一般会	計 (歳 出)		ア	<u>・</u> イ	中的乐	工 工	
農業生産其般整備	かんがい排水	かんがい排水	65	65	17.5	7	< >書はかんがい排水の農業
事業費	事業費補助	75 75 75 77 74 75	60	60	20	8	用水再編対策(地域用水機能増進
			50	50	25	10	型)に適用する。但しダム、頭
			< >	<50>	<25>	<11>	首工等の基幹的施設は除く。
				45 50	27.5 25	10 10	
				55	25	10	
		基幹水利施設補修	50	50	25	10	
				45	27.5	10	
		基幹水利施設		50	25	10	<u></u> 基幹水利施設ストックマネジ
		ストックマネジメント					メント事業実施要綱(平成 19 年 3月30日付け18 農振第1855号 農林水産事務次官依命通知)第 2の2のうち都道府県営土地改 良事業として実施するもののみ に適用する。
	経営体育成基盤整備	経営体育成基盤整備		50	27.5	10	
	事業費補助			55	27.5	10	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担 い 手 育 成 型	< >	50 <50>	27.5 <25>	10 <10>	< >書は高度利用型に適用する。
		一 般 型	65	65	17.5	7	
			60	60	20	8	
			55 55	55 55	25 22.5	10 8	
			50	50	27.5	10	
			50	50	25	10	
		次 活 江 田 型	45	45	27.5	10	
		資源活用型	50 45	50 45	25 27.5	10 10	
	諸土地改良	土地改良総合整備	<55>	<50>	<32.5>	<10>	< >書は担い手育成型(集約
	事業費補助		() 50	(50)	(27.5) 25	(10) 10	農業型)に適用する。 特定地域型は注4)による。
			45	50 45	27.5	10	付上地域望は注4)による。 ()書は新技術導入推進農業 農村整備、担い手支援型に適用 する。
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	水田農業振興緊急整備		50	27.5	10	
	7 K R III W	生物多様性対応基盤整備 促進パイロット		50	25	10	農村生活環境基盤整備(注 15) を除く。
		農村環境保全整備推進 モデル		50 55	25 25	10 10	
		新農業水利システム保全		50	25	10	
		対策 畑地かんがい推進モデル ほ場設置	50	50	25	10	
	畑地帯総合農地整備	畑 地 帯 総 合 整 備					
	事業費補助	(担い手育成型)		50	25	10	
		(担い手支援型)		50	25	10	
		(緊急整備型)	50	50	25	10	
		(一般型)	65	65	17.5	7.5	
		畑 地 帯 開 発 整 備	50	50	25	10	
		(一般型)	70	55	30	6	
		(農林地一体型)	65	50	32.5	7	
			60	50	30	8	
			55	50	27.5	8	
		(干拓型)	65	50	29	0	
			45	45	22	0	

(都追附	県営:その2)				(単位:%)	
				地 帯	区分		
予 算	区分			農林。	k 産 省		
nn 🗘	±1 /±5 III.\	事業等	国国	車 率	都府県	市町村	横 考
一般会	計(歳出)		ア	+ + 1	ウ	I	
典 計 軟 准 害 坐	農村総合整備	農村総合整備	,	1	, ,		典光小な甘鉛数件に応った。
辰 杓 登 佣 争 兼 	展 別 総 古 整 계 事 業 費 補 助			<u> </u>			農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	3. 36 22 118 23	(農村総合整備)	(60)	(50)	(30)	(8)	
			<55> 50	<50>	<27.5> 25	< 9>	()書は従前の総パ事業、<>
		(集落基盤整備)	55	50	27.5	9	- 書は従前のミニ総パ事業に適用 する。
			(45)	(45)	(27.5)	(10)	() 書は注5)に適用する。
		/ th th 88 88 7年 数 (井)		ļ <u></u>	05	40	書は特殊地域等に適用す
		(地域開関連整備)	50	55 50	25 25	10 10	る。
			45	45	27.5	10	
	農村振興整備	農村振興総合整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの
	事業費補助	田園整備		50	25	10	のみに適用する。注9) 農業生産基盤整備に係るもの
		田園整備		50	25	10	辰栗王座基盤登補に係るもの のみに適用する。注9)
	山間総合整備	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
	事業費補助	(中山間地域総合	<2/3>	<50>	<33.3>	<6>	のみに適用する。注9)
		整備)	60	55	30	10	< >書は従前の開拓地整備に
		/ gdg jul will lab with the .	<55>	<50>	<27.5>	<8>	│ 適用する。 │ 農村生活環境整備及び保全管
		(農地環境整備) 	60	55	30	10	理等(注 15)を除く。
							()書は農地機能保全対策に
		(中山間地域総合		(55)	(32)	(13)	適用する。
		農地防災)		55	29	14	
農業生産基盤整備	農地防災事業費補助	農地防災	-	!	1		-
事業費	辰地例及爭未負補助	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用
			60	55	34	11	する。
			60	50	39	11	
			55	50	34	16	
			50	50 55	32 34	18 11	
				50	34	16	
					<u> </u>		
		(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	注8)に該当するものに適用
			<60>	<50>	<42> 28	<8>	する。 < >書は農村保全管理施設の
			60	50	33	11	う言は展れば主旨は心故の
			<50>	<50>	<32>	<18>	ものに適用する。
			< >	<50>	<32>	<18>	()書は地域ため池総合整備
			50	50 50	29 29	14 14	のうち大規模に適用する。
				55	29	14	
			()	(55)	(28)	(11)	
		/ 'H -L 15-16. \		: }			
		(湛水防除)	60 60	55 50	37 42	8 8	
			55	50	37	13	
			50	50	32	18	
	典协仅人事类类学品	一	C.F.		20	40	まれていか等を除く
	農地保全事業費補助	農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	65	55 50	30 32	10 18	地すべり対策を除く。
		、水で水土正開ノ	50	50	29	14	
			45	45	31	16	
			40	40	30	11	
	農村環境保全対策	水質保全対策	2/3	55	41	4	
	事業費補助	公害防除特別土地改良	65	55	41	4	4)による。
		地盤沈下対策	< >	<55>	<35>	<10>	< >書は国営総合農地防災事
		総合農地防災	60 60	55 50	34 39	11 11	業に附帯する県営防災事業に適用する。
			60 < >	50 5 <50>	<35>	11 <15>	用9 6。 ()書は特定農業用管水路等
			55	50	34	16	特別対策に適用する。
			50	50	32	18	[]書は農村災害対策整備事
			()	(50)	(35)	(10)	業のうち農業生産基盤整備に係るまののみに適用する。注の)
			[]	[55] [50]	[29] [29]	[14] [14]	るもののみに適用する。注9)
			. ,		. =		
		震災対策農業水利施設	< >	<55>	<37>	<8>	
	整備事業費補助	整備	< >	<50>	<32>	<18>	
	I	1	Ü		L	l	II .

(都道府県営:その3)

地 帯 X 分 予 X 分 水 産 車 丵 等 借 考 玉 率 都府県 市町村 般 会 計 (歳 出) 農業生産基盤整備 農村地域防災減災事業 抽 防 災 事業費 (防災ダム) 65 55 39 6 注7)に該当するものに適用 60 55 34 11 する。 60 50 39 11 55 50 34 16 50 50 32 18 55 39 6 55 34 11 50 34 16 (ため池等整備) <60> 注8)に該当するものに適用 <55> <37> <8> <60> <50> <42> <8> する。 <55> <42> <3> 60 55 28 < >書は農村保全管理施設の 11 60 50 33 11 うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 55 33 11 <50> <50> <32> <18> <55> <32> <13> < > <50> <32> <18> < > 50 50 29 14 55 29 14 (湛水防除) 60 55 37 8 50 42 8 60 55 42 3 55 50 37 13 55 37 8 50 50 32 18 55 13 32 55 35 10 50 35 15 農地保全整備 65 55 30 10 (農地保全整備) 50 32 18 50 50 29 14 45 31 16 45 40 40 30 11 水質 保 全 対 策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良 (水質保全対策) 2/3 55 41 4 農村地域環境保全整備(農業生 (地盤沈下対策) 55 産基盤整備(注9)及び農村保 65 41 4 (総合農地防災) 60 55 34 11 全管理施設(注 10)に係るも (公害防除特別 60 50 39 の)は、注4)による。 11 土地改良) 55 55 34 11 水質保全対策のうち水質保全 50 施設に係るもの、公害防止計画 55 34 16 に基づくもの及び水質保全施設 50 50 32 18 50 35 15 と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等 55 39 6 55 34 11 特別対策に適用する。 (50)(35)(10)< >書は国営総合農地防災事 業に附帯する県営防災事業に適 (10)) (55)(35)用する。 <55> <35> <10> <50> <35> <15> < >書は南海トラフ地震に係 (農村災害対策 <2/3> <29> <4.4> る地震防災対策の推進に関する 整備) 特別措置法に基づいて実施され (55)(29) () (14)る避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注 10)に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注 15) を除く。 突 発 事 故 復 旧 18 55 32 13 戸別所得補償実施 戸別所得補償実施円滑 水利施設整備 65 17.5 >書は地域用水機能増進型 65 円滑化基盤整備事 化基盤整備事業費補助 に適用する。但しダム、頭首工 60 60 20 8 業費 50 50 25 10 等の基幹的施設は除く。 <50> <25> <11> []書は基幹水利施設保全型 < > 27.5 に適用する。 45 10 50 25 10 55 25 10 [50] [25] [10]

(都道府!	県営:その4)								(単位:%)
							地 帯 区 分			
予 算	区分		_				農林な	水 産 省		
	화 / 트 비 \		事	業	等	国」		都府県	市町村	- 備 考
一般会	計 (歳 出)					ア	+ + 1	ウ	I) #J 13	
	戸別所得補償実施円滑	農	地	ф	 隆 備	,	; ¹	, ,,		営農環境整備(注 15)を除く。
	尸別所停補負美施円消 化基盤整備事業費補助	辰			6 1年 		50	27.5	10	□ 占辰塚児登禰(注 15 <i>)</i> を际く。
業費			(注意	3 MY F	ᇕᄶᆂᆝ		55	27.5	10	
			(畑州	也带邦	 旦い手	-	50	25	10	•
					育成型)				-	
			(畑地	也带担	旦い手	1	50	25	10	1
				ż	支援型)		<u>.</u>]		
			1 -		総合整備・	50	50	25	10	
					を備型) 		ļ	 		
			(畑地		総合整備・ -般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10	
		芦	地套点		盤 整 備	- 50	50	25	10	 雑用水施設整備及び利用施設
		무	地苗性	E 垄	血定用		55	25 25	10	維用水施設整備及び利用施設 整備(注 15)を除く。
							<u> </u>			, , ,,
		農	地	ß	方 災		55 50	35 35	10 15	
							50	35	15	
6 次産業化等促進	6 次産業化等促進基盤	水	利 施	設	整備	65	65	17.5	7	< >書は地域用水機能増進型
基盤整備事業	整備事業					60 50	60	20	8 10	に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。
						50 < >	: 50 : <50>	25 <25>	10 <11>	寺の基幹的施設は除く。 書は基幹水利施設保全型
							: 45	27.5	10	に適用する。
							50	25 25	10	
						[]	55 [50]	25 [25]	10 [10]	
						' '				
		#	‡1L	-	it /#	-	:			当典理接款供/汁/5×45×45×4
		農			隆 備	-	50	27.5	10	営農環境整備(注 15)を除く。
			(絵色	中戶	ᆲᄊᆂᄼ		55	27.5	10	
			(畑地	也带邦	 旦い手		50	25	10	1
					育成型)					
			(畑地			1	50	25	10	
				₹	5援型) 		ļ	<u> </u>		
					総合整備・	50	50	25	10	
			·		を備型) 	-	ļ <u>-</u>	 		
			(畑地		総合整備・ -般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10	
農山漁村地域整備	農山漁村地域整備	经	 営 休 容		盤整備	< >	: <50>	<27.5>	<10>	< >書は一般型、面的集積
事業費	交付金	w.		/-w ===	red	< >	<55>	<27.5>	<10>	型、農業生産法人等育成型に適
						(50)	(50)	(25)	(10)	用する。
地域自主戦略	 地域自主戦略交付金					()	(50) (55)	(25) (25)	(10) (10)	()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成
交付金	5WH TWHX 13 JE						. (00)	(20)	(10)	型、畑地帯担い手支援型、草地
										整備型、畜産担い手総合整備型、苗のサストの
							:			型、草地林地総合整備型に適用する。
							:			
		農			整 備		1			営農環境整備、地域水田農業再生製金を
1			(経営	体育	育成型)		50	27.5	10	業再生緊急整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整
				- تيني		-	55	27.5	10	備、耕作放棄地解消・発生防止
			(畑地		旦い手 育成型)		50 55	25 25	10 10	基盤整備のうち農村生活環境基般整備(注 15) を除く
			(畑地			-	50	25 25	10	盤整備(注 15)を除く。
			(畑州		ュいナ を援型)		. 50	25	10	
			(畑地		総合整備・	50	50	25	10	
			-		2備型)				-	
			(畑地	也帯絲	総合整備・	65	65	17.5	7.5	1
		L			一般型)	50	50	25	10	
		草	地畜産	基基	盤整備		50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設
1							55	25	10	整備(注 15)を除く。
1							-			
1										
							!			

(都道府県営:その5)

	県営:その5	<u> </u>						(単位:%)
	<u></u>				地 帯	区分		
】 予 算	区分							1
] , , ,	_ //		事 業 等			K 産 省	1 .	備考
一 般 会	計 (歳 出)		-	国原	率	都府県	市町村	
1				ア	1	ゥ	ェ	
農山漁村地域整備	農川漁村地域整備	7K	利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	 < >書は地域用水機能増進型
事業費	交付金	۱٬۰	小」 ルン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60	60	20	8	に適用する。ただし、ダム、頭
				50	50	25	10	首工等の基幹的施設は除く。
地域自主戦略	地域自主戦略交付金			< >	<50>	<25>	<11>	[]書は基幹水利施設保全型
交付金					45 50	27.5	10	に適用する。
					50 55	25 25	10 10	
				1 1	[50]	[25]	[10]	
		農	地 防 災					
			(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用
				60	55 50	34	11	する。
				60 55	50 50	39 34	11 16	
				50	50	32	18	
					55	39	6	
					55	34	11	
			(ため沙笠畝供)		50	34	16	汁0)に⇒火ナフナのに滓四
			(ため池等整備)	< 60 > < 60 >	<55> <50>	<37> <42>	< 8> < 8>	注8)に該当するものに適用 する。
				60	<50> 55	28	< 6>	9 つ。 < >書は農村保全管理施設の
				60	50	33	11	うち河川工作物応急対策に係る
				<50>	<50>	<32>	<18>	ものに適用する。
				< >	<50>	<32>	<18>	()書は地域ため池総合整備
				50	50 50	29 29	14 14	のうち大規模に適用する。
					55	29	14	
				()	(55)	(28)	(11)	
			(湛水防除)	60	55	37	8	総合農地防災事業で実施する
				60	50	42	8	湛水防除を含む。
				55 50	50 50	37 32	13 18	
					55	35	10	
					50	35	15	
			地保全整備	65	55	30	10	地すべり対策を除く。
		()	農地保全整備)	50	50	32	18	
				50 45	50 45	29 31	14 16	
		L		40	40	30	11	
			質 保 全 対 策					
			盤沈下対策		<u> </u>			
		総	合農地防災 (水質保全対策)	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生
			(水質休主刈束) (地盤沈下対策)	60	55	34	11	展刊地域環境休主整備(展業生産基盤整備(注)) 産基盤整備(注))及び農村保
			(総合農地防災)	55	55	34	11	全管理施設(注10)に係るもの)
				55	50	34	16	は、注4)による。
				50	50	32	18	水質保全対策のうち水質保全
				()	50 (50)	35 (35)	15 (10)	施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設
				()	(50) : <55>	<35>	<10>	と併せ行う施設に適用する。
				< >	<50>	<35>	<15>	()書は特定農業用管水路等
								特別対策に適用する。
								< >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適
					: :			果に附市 9 る 宗 呂 防 火 争 果 に 週 用 す る。
			(農村災害対策		<2/3>	<29>	<4.4>	
			整備)		55	29	14	る地震防災対策の推進に関する
				()	50	29	14	特別措置法に基づいて実施される。
				()	(55) [55]	(29) [32]	(14) [13]	る避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備及び農村保
					. [33]	[32]	[13]	
					:			る。
								()書及び[]書は中山間地
					· ·			域等で実施するものに適用し、
					:			このうち[]書は農地機能保全対策に適用する。
					:			農村生活維持施設整備(注
					:			15)を除く。
		中	山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
			(中山間地域総	60	55	30	10	のみに適用する。注9) 典材生活環境敷備及が保全等
			合整備)	ļ	; !	 		農村生活環境整備及び保全管理等(注 15)を除く。
			(農地環境整備)	60	55	30	10	
				L	!		I	1

(都道府県営:その6)

(和)重/时	具営:その6)					(単位:%)
				地 帯	区分		
予 算	区分	事業等		農林力	k 産 省		備考
一般会	計 (歳 出)	事業等	国庫	率	都府県	市町村	横
	<i>,</i>		ア	イ	ウ	エ	
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	集落基盤整備	50 < >	50 50 <50>	25 25 <25>	10 10 <11>	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) < >書は地域用水機能の増進
地域自主戦略 交付金	地域自主戦略交付金		[50]	[50] [45]	[25] [27.5]	[10] [10]	を伴う農業用用排水施設整備に 係るものに適用する。ただし、 ダム、頭首工等の基幹的施設は 除く。 []書は基幹水利施設補修に
							係るものに適用する。 集落基盤整備(注 15)を除く。
		農業基盤整備促進	() () []	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注 16)
		農業水利施設保全合理化 事業		50 55	27.5 27.5	10 10	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備	() () []	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注 15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注 16)
		水利施設整備					
		水利施設等整備事業	< >	50 <50> 50 55	25 <25> 27.5 27.5	10 <11> 10 10	く >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注 15)を除く。
		農業水利施設保全合理 化事業		50 55	27.5 27.5	10 10	
農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱毒対策	65 50	50 50	44 32	6 18	
		農道整備	50 45	50 45	25 27.5	18 20	注4)に該当する場合に適用 する。
	農業競争力強化基盤整	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	< >書は地域用水機能増進型
盤整備事業費	備事業 		60 50	60 50	20 25	8 10	に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。
			< >	<50>	<25>	<11>	[]書は基幹水利施設保全型
				45 50	27.5 25	10 10	に適用する。
			[]	55 [50]	25 [25]	10 [10]	
			. ,	[00]	[20]	[.0]	
農業競争力強化基 盤整備事業費	農業競争力強化基盤整 備事業	農 地 整 備 (経営体育成型)	 	50	27.5	10	営農環境整備(注 15)を除く。
	IIII 구 자	(紅音座自成室)	[50 55	27.5 27.5	10	
		(畑地帯担い手		50	25	10	
				55 50	25 25	10 10	
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	50	50	25	10	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10	
		草地畜産基盤整備	30	50 50 55	25 25 25	10 10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注 15)を除く。
		農 地 防 災		55 50	35 35	10 15	

(都道府県営:その7)

(単位:%) 抴 帯 区 分 予 筫 X 分 農林水産省 事 業 考 計 (歳 出) 国 庫 率 都府県 市町村 般 会 ァ 1 ゥ т _____ ()書及び[]書は防災関連 農業競争力強化基 農業基盤整備促進事業 農業基盤整備促進 50 27.5 10 盤整備事業費 55 27 5 10 事業に係るものに適用する。 (50) (32) (18) 注 16)) (55)(32)(13)[50] [29] [14]] ſ [55] [29] [14] [] 農業水利施設保全合理 農業水利施設保全合理化 50 27.5 10 化事業 事業 55 27.5 10 水利施設整備事業 水利施設整備事業 50 27.5 10 (農地集積促進型) (農地集積促進型) 27.5 55 10 高収益作物導入促進基盤 高収益作物導入促進基 50 27.5 10 整備事業 盤整備事業 55 27.5 10 農地中間管理機構関連 農地中間管理機構関連農 50 10 農地整備事業 地整備事業 55 27.5 10 27.5 農業競争力強化農地 50 10 営農環境整備(注 15)を除 整備事業 55 27.5 10) (50) (32) (18) (55) (32) (13))書及び[]書は防災関連 ()] [50] [29] [14] 事業に係るものに適用する。 [55] [29] [14] 注 16) [] 草地畜産基盤整備 雑用水施設整備及び利用施設 55 25 10 整備(注15)を除く。 水利施設等保全高度化 (一般型) 50 25 10 営農環境整備(注 15)を除 事業 <50> <25> <11> 27.5 < >書は地域用水機能増進型 (特別型) 50 10 27.5 10 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 (簡易整備型) 50 27.5 10 (一般型)及び(特別型)と併 27 5 55 10 せ行う農村地域防災減災事業は (注 19)によるもので、同事業 の負担割合を適用する。 < >書は地域用水機能増進型 農村地域復興再生 農村地域復興再生基盤 水 利 施 設 整 備 50 50 基盤総合整備事業 総合整備事業 に適用する。ただし、ダム、頭 < > <50× <25> <11s 50 25 10 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 55 25 10 に適用する。 [] [50] [25] [10] 営農環境整備(注 15)を除 地 整 (経営体育成型) 50 27 5 10 55 27.5 10 (畑地帯担い手 50 25 10 育成型) (畑地帯担い手 50 25 10 支援型) (畑地帯総合整備・ 50 25 10 50 緊急整備型) 7.5 65 (畑地帯総合整備 17.5 65 一般型) 50 50 25 10 草地畜産基盤整備 50 25 10 雑用水施設整備及び利用施設 55 25 10 整備(注 15)を除く。 農村地域復興再生 農村地域復興再生基盤 地 防 基盤総合整備事業 総合整備事業 注7)に該当するものに適用 (防災ダム) 55 39 65 6 する。 60 55 34 11 60 50 39 11 55 50 34 16 50 50 32 18 55 39 6 55 34 11 50 34 16

(都道府県営:その8)

(都追附)	県営:その8)					(単位:%)
				地 帯	区分		
予 算	区分	11/ 4/4		農林。	k 産 省		
一般会	計 (歳 出)	事業等	国国	車率	都府県	市町村	·
	(,		ア	1	ゥ	ェ	
農村地域復興再生	農村地域復興再生基盤	農地防災					
基盤総合整備事業	総合整備事業	(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	< 8>	注8)に該当するものに適用
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<60>	<50>	<42>	< 8>	する。
			60	55	28	11	く >書は農村保全管理施設の
			60 <50>	50 <50>	33 <32>	11 <18>	うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。
			< >	<50>	<32>	<18>	()書は地域ため池総合整備
			50	50	29	14	のうち大規模に適用する。
				50 55	29 29	14 14	
			()	(55)	(28)	(11)	
				: ,			
		(湛水防除)	60	55	37 42	8 8	
			60 55	50 50	37	8 13	
			50	50	32	18	
				<u> </u>			
		農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	50	50 50	32 29	18 14	地すべり対策を除く。
		ᆝᄾᄰᅄᄶᆂᄑᄪᄼ	40	40	30	11	
		III 40 31					
		地盤沈下対策農村環境保全		!			
		(地盤沈下対策)	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生
			60	50	39	11	産基盤整備(注9)及び農村保
			55	50	34	16	全管理施設(注 10)に係るも
			()	(50)	(35)	(10)	の)は、注4)による。 ()書は特定農業用管水路等
							特別対策に適用する。
		(ptts 1 /// mts) Profe					
		(農村災害対策 整備)	()	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注 10)に
		正備力	()	(33)	(23)	(14)	係るものに適用する。
							()書は中山間地域等で実施
							するものに適用する。
			< >	<55>	<37>	< 8>	
		備	< >	<50>	<32>	<18>	
		中山間総合整備		-			農業生産基盤整備に係るもの
							展集主性基盤登補に係るもの のみに適用する。注9)
		(中山間地域総 合整備)	60	55	30	10	農村生活環境整備及び保全管
		口正備力					理等(注 15) を除く。
		集落基盤整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの
		X 71 Y M T M					のみに適用する。注9)
							集落基盤整備(注 15)を除
				!			<.
農業生産基盤保全	農業体質強化基盤整備	農業体質強化基盤整備促		50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連
管理等推進費	促進事業費	進		55	27.5	10	事業に係るものに適用する。
			()	(50) (55)	(32) (32)	(18) (13)	注 16)
			[]	[50]	[29]	[14]	
			[]	[55]	[29]	[14]	
農地集積・集約化	農地集積・集約ル対等	農地耕作条件改善事業		50	27.5	10	 ()書及び[]書は防災関連
辰地集積・集剤化 等対策費	展地集積・集割化対策 整備交付金	応じがけずけ以晋事表		55	27.5	10	事業に係るものに適用する。
			()	(50)	(32)	(18)	注 16)
			()	(55)	(32)	(13)	
			[]	[50] [55]	[29] [29]	[14] [14]	
			• •			' '	
				•			

(都道府県営:その9)

(単位:%) 地 帯 区 分 予 算 X 分 農林水産省 業 等 備 考 国 庫 率 都府県 市町村 一般会計(歳出) ァ 1 ウ ェ 農業生産基盤整備 農業水利施設保全管理 農業水路等長寿命化・防 推進費 災減災事業 整備交付金 (長寿命化対策) 27.5 10 55 27.5 10 (防災減災対策) 50 34 16 55 34 11 50 29 14 55 29 14 50 32 18 55 32 13 50 35 10 55 35 10

(都道府県営:その10)

(都連附)	県営:その1	U)	1				(単位:%)
				地 帯	区分		
予 算	区分			北 氵	毎 道		
40 4	*I (IF II)	事 業 等			道	市町村	備考
一般会	計 (歳 出)			:	}		
	T		ア	イ	ウ	I	
	かんがい排水	かんがい排水	55	50	27.5	9	< >書はかんがい排水の農業
事業費	事業費補助		< > 50	<50> 50	<27.5> 25	<10>	用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首
			50	50	27.5	9	工等の基幹的施設は除く。
				55	27.5	9	工行の坐杆切爬放は赤く。
		基幹水利施設補修	55	50	27.5	9	
				50	25	10	
		# \$ ~ 11 # in		50	07.5	0	ᄫᆋᆚᆁᅓᄞ기ᆢᄸᄀᇽᆞ
		基幹 水 利 施 設ストックマネジメント		50	27.5	9	基幹水利施設ストックマネジ メント事業実施要綱(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1855 号 農林水産事務次官依命通知)第 2 の 2 のうち都道府県営土地改 良事業として実施するもののみ に適用する。
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備		50 55	32.5 32.5	10 10	
	 圃 場 整 備	担 い 手 育 成 型		50	32.5	10	
	事業費補助				32.0		
		一 般 型	55	50	32.5	10	
			55	50	27.5	9	
	* _ 14 7	土地市户州人村供	45	45	27.5	10	
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	工地改良総合整備	<55> 50	<50> 50	<32.5> 25	<10>	< >書は担い手育成型(高度 利用型)に適用する。
	事 未 貝 悑 助		50	50	20	10	利用型)に適用する。 特定地域型は、注4)による。
	諸 土 地 改 良 事 業 費 補 助	水田農業振興緊急整備		50	25	10	
		生物多様性対応基盤整備促進パイロット		50	25	10	農村生活環境基盤整備(注 15) を除く。
		農村環境保全整備推進		50	25	10	
		モデル 新農業水利システム保全		55 50	25 25	10 10	
		対策					
		畑地かんがい推進モデル ほ場設置	50	50	25	10	
	畑地帯総合農地整備	畑地帯総合整備					
	事業費補助	(担い手育成型)		52	28	8	
		(担い手支援型)		52	28	8	
		(緊急整備型)	60	52	28	8	
		(一般型)	60 55	52 50	28 27.5	8 9	
		畑地帯開発整備					
		(一般型)	70	65	20	6	
		(農林地一体型)	70	55	30	6	
			65 60	50 50	32.5 30	7 8	
		(干拓型)					
農村整備事業費	農村総合整備	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
	事業費補助	(農村総合整備)	<55>	<50>	<27.5>	<9>	のみに適用する。注9) < >書は従前のミニ総パ事業
		(MISSING FILE ITTE)	50	50	25	10	< > 香は促削のミー総八事業 に適用する。
		(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27.5 (27.5)	9 (10)	()書は注5)に適用する。
		(地域開発関連	[55	25	10	< >書は特殊地域等に適用す
		整備)		50	25	18	ప .
			50 45	50 45	25 27.5	10 10	
				! ! !			

(都道府県営:その11)

(単位:%) 地 帯 $\overline{\times}$ 分 予 X 分 ЛŁ. 海 渞 事 業 等 備 考 率 道 市町村 般 会 計 (歳 出) ゥ 1 I 農村整備事業費 農村振興整備 農村振興総合整備 50 25 農業生産基盤整備に係るもの のみに<u>適用する。注9)</u> 事業費補助 農業生産基盤整備に係るもの 25 10 のみに適用する。注9) 中山間総合整備 中山間総合整備 農業生産基盤整備に係るもの 事業費補助 のみに適用する。注9) (中山間地域総 <75> <60> <27.5> <5> < >書は従前の開拓地整備に 合整備) <2/3> <50> <33 3> <6> 適用する。 <60> <55> <25> <8> 農村生活環境整備及び保全管 60 55 30 10 理等(注 15)を除く。 <27.5> <55> <50> <8> (農地環境整備) 30 60 55 10 (中山間地域総 ()書は農地機能保全対策に (55)(36)(9) 合農地防災) 55 33 11 適用する。 農業生産基盤整備農地防災事業費補助農 防 事業費 注7)に該当するものに適用 (防災ダム) 55 65 39 6 34 11 60 50 39 11 55 50 34 16 50 50 32 18 55 34 11 50 34 16 (ため池等整備) <60> <55> <37> < 8> 注8)に該当するものに適用 <60> <50> <42> < 8> する。 60 55 28 11 < >書は農村保全管理施設の 60 50 33 うち河川工作物応急対策に係る 11 ものに適用する。 <50> <50> <32> <18> <50> <32> <18> ()書は地域ため池総合整備 50 50 29 14 のうち大規模に適用する。 50 29 14 55 33 11 () (55) (28) (11)(湛水防除) 37 60 55 8 60 50 42 8 13 55 50 37 50 50 32 18 農地保全事業費補助 農 地 保 全 整 備 14 50 36 地すべり対策を除く。 (農地保全整備) 60 50 33 11 55 50 31 13 50 50 29 14 農村地域環境保全整備は、注 農村環境保全対策 水質保全対策 2/3 55 41 4 事業費補助 公害防除特別土地改良 65 55 41 4 4)による。 · < >書は国営総合農地防災事 地盤沈下対策 55 50 34 16 総合農地防災 業に附帯する県営防災事業に適 50 50 32 18 <55> <36> < 9> 用する。 < > ()書は特定農業用管水路等 <50> <36> <14> < > (50)(35) (10)特別対策に適用する。) [29] [55] [14] []書は農村災害対策整備事 ſ -1 業のうち農業生産基盤整備に係] [50] [29] [14] るもののみに適用する。注9) 震災対策農業水利施 震災対策農業水利施設整備 <55> <37> < 8> < > 設整備事業費補助 <50> <32> <18> 農村地域防災減災事 農 地 防 災 (防災ダム) 注7)に該当するものに適用 65 55 39 6 60 55 34 11 する。 60 50 39 11 55 50 34 16 50 50 32 18 55 39 6 55 34 11 50 34 16 55 32 13

(都道府県営:その12)

(AF ~= 113 ×1	長宮:その12				地 帯	区分		(単位:%)
予 算	区分				北 氵	毎 道		
一般会	計 (歳 出)	事業	等	国庫	·····································	道	市町村	備考
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	п (ж щ)			ア	1	ゥ	I	
農業生産基盤整備	農村地域防災減災事業	農地防	方 災					
事業費		(ため池等	· · · · · · · · · · · · · ·	< 60 >	<55>	<37>	< 8>	注8)に該当するものに適用
			,,	< 60 >	<50>	<42>	< 8>	する。
				60	<55> 55	<42>	< 3>	< >書は農村保全管理施設の
				60	50	33	11	うち河川工作物応急対策に係る
					55	33	11	ものに適用する。
				<50> :	<50> <55>	<32> <32>	<18> <13>	
				< >	<50>	<32>	<18>	
				50	50 55	29 29	14 14	
						25		
		(湛水防防))	60	55 50	37	8	
				60	50 55	42 42	8 3	
				55	50	37	13	
				50	55 50	37 32	8 18	
				30	55	32	13	
				:	55	36	9	
					50	36	14	
		農地保全		60	50	36	14	
		(農地保全	整 (補)	60 55	50 50	33 31	11 13	
				50	50	29	14	
		水質保全	対策					
		地 盤 沈 下	対 策					
		総合農地公害防除特別は						
		(水質保全	≧対策)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生
		(地盤沈下 (総合農地	-	65 : 55 :	55 55	41 34	4 11	産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るもの)
		(公害防防		55	50	34	16	は、注4)による。
		土地	也改良)	50	50	32	18	水質保全対策のうち水質保全
					55 50	34 36	11 14	施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設
				()	(50)	(35)	(10)	と併せ行う施設に適用する。
				()	(55) <55>	(35) <36>	(10) < 9>	()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。
				< >	<50>	<36>	<14>	付別が成に週出する。 < >書は国営総合農地防災事
								業に附帯する県営防災事業に適
								用する。
		(農村災害			50	29	14	農業生産基盤整備(注9)及
			整備)	()	(55)	(29)	(14)	び農村保全管理施設(注 10)に 係るものに適用する。
								()書は中山間地域等で実施
								するものに適用する。
								農村生活維持施設整備(注 15) を除く。
		# 2v = ··	<i>(</i> =					
		突 発 事 故	復 旧		50 55	32 32	18 13	
	戸別所得補償実施円滑	水 利 施 設	整備	55	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型
円滑化基盤整備事 業費	化基盤整備事業費補助			< > 50	<50> 50	<27.5> 25	<10>	に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。
**************************************				50	50	27.5	9	[]書は基幹水利施設保全型
				[]	55 [50]	27.5 [27.5]	9 [9]	に適用する。
				ı J	[٥٠٠]	[21.0]	[2]	
		農地	ě 備					営農環境整備(注 15)を除く。
		(経営体育	<u>——</u> 所型)		50 55	32.5	10	
		(畑地帯担	 ⊒い手	} <u></u>	55 52	32.5 28	10 8	
			f成型)					
		(畑地帯担	⊒い手 反援型)		52	28	8	
0			/	:		·		п

(都道府県営:その13)

(単位:%) 帯 区分 地 予 算 X 分 北 海 道 事 業 等 備 考 率 市町村 玉 庫 渞 (歳 出) 般 숲 計 ゥ ェ 戸別所得補償実施 戸別所得補実施円滑 地 整 備 円滑化基盤整備事 化基盤整備事業費補 (畑地帯総合整備・ 60 52 28 8 業費 肋 緊急整備型) (畑地帯総合整備・ 52 28 60 8 一般型) 55 50 27.5 9 草地畜産基盤整備 雑用水施設整備及び利用施設 50 10 25 55 25 10 整備(注 15)を除く。 地 防 災 55 36 9 50 14 6次産業化等促進 6次産業化等促進基 水 利 施 設 整 備 < >書は地域用水機能増進型 55 50 27.5 基盤整備事業費 に適用する。但しダム、頭首工 盤整備事業費補助 <50> <27.5> <10> 50 50 25 10 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 27.5 50 9 55 27.5 9 に適用する。 [50] [27.5] [9] [] 営農環境整備(注15)を除く。 整 (経営体育成型) 50 32.5 10 55__ 32.5 10 (畑地帯担い手 52 28 8 育成型) (畑地帯担い手 52 28 支援型) (畑地帯総合整備 60 52 28 8 緊急整備型) (畑地帯総合整備・ 60 52 28 8 一般型) 55 50 27.5 9 農山漁村地域整備 農山漁村地域整備 経営体育成基盤整備 > <50> <32.5> <10> < >書は一般型、面的集積 事業費 交付金 <55> <32.5> <10> 型、農業生産法人等育成型に適 < > 用する。 (55)(50)(27.5)(9) 地域自主戦略 地域自主戦略交付金 (50)(27.5)(9) ()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成 交付金 (55) (27.5)(9))) (52)(28) (8) 型、畑地帯担い手支援型に適用 [50] [25] [10] ſ 1 [25] []書は草地整備型、畜産担 1 [55] [10] い手総合整備型、草地林地総合 整備型に適用する。 営農環境整備、地域水田農 整 業再生緊急整備のうち営農用水 (経営体育成型) 50 32 5 10 及び農業集落環境管理施設整 32.5 55 10 備、耕作放棄地解消・発生防止 (畑地帯担い手 52 28 8 基盤整備のうち農村生活環境基 育成型) 55 28 8 盤整備(注 15)を除く。 (畑地帯担い手 52 28 支援型) (畑地帯総合整備 28 60 52 8 緊急整備型) 28 (畑地帯総合整備・ 52 8 60 一般型) 55 50 27.5 9 草地畜産基盤整備 25 10 雑用水施設整備及び利用施設 50 55 25 10 整備(注15)を除く。 水利施設整備事業 27 5 < >書は地域用水機能増進型 55 50 9 <27.5> に適用する。但しダム、頭首工 <50> <10> 等の基幹的施設は除く。 50 50 25 10 50 27.5 9 []書は基幹水利施設保全型 27.5 9 に適用する。 55 [] [50] [27.5] [9]

(都道府県営:その14)

地 帯 $\overline{\times}$ 分 予 X 分 北 海 道 重 業 等 備 老 玉 庫 率 道 市町村 会 計 (歳 出) 般 ァ ウ 農山漁村地域整備 農山漁村地域整備 地 防 災 (防災ダム) 注7)に該当するものに適用 事業費 交付金 65 55 39 6 する。 60 55 34 11 地域自主戦略交付金 地域自主戦略 60 50 39 11 交付金 50 16 55 34 50 50 32 18 55 39 6 55 34 11 50 34 16 (ため池等整備) 注8)に該当するものに適用 <60> <37> <55> <8> <60> <50> <42> <8> する。 60 55 28 11 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る 60 50 33 11 <50> <50> <32> <18> ものに適用する。 <50> <32> <18> ()書は 地域ため池総合整備 < > 50 50 29 14 のうち大規模に適用する。 14 50 55 33 11 (55)(28) (11) 総合農地防災事業で実施する (湛水防除) 60 55 37 8 60 50 42 8 湛水防除を含む。 55 50 37 13 18 50 50 32 36 9 55 50 36 14 農地保全整備 50 36 14 地すべり対策を除く。 (農地保全整備) 60 50 33 11 55 50 31 13 50 50 29 14 水質保全対策 地 盤 沈 下 対 策 総合農地防災 (水質保全対策) 2/3 55 41 4 農村地域環境保全整備(農業生 (地盤沈下対策) 65 55 41 4 産基盤整備(注9)及び農村保 (総合農地防災) 55 55 34 11 全管理施設(注 10)に係るも 55 50 34 16 の)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 50 50 32 18 50 36 14 施設に係るもの、公害防止計画 (50) (35) (10) に基づくもの及び水質保全施設 () と併せ行う施設に適用する。 < > <55> <36> <9> <36> ()書は特定農業用管水路等 <50> <14> 特別対策に適用する。 < >書は国営総合農地防災事 業に附帯する県営防災事業に適 用する。 (農村災害対策 29 農業生産基盤整備(注9)及 55 14 29 14 び農村保全管理施設(注 10)に 整備) 50 (55)(29) (14) 係るものに適用する。 [55] [36] [9] ()書及び[]書は中山間地 [] 域等で実施するものに適用し、 このうち[]書は農地機能保全 対策に適用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。 農業生産基盤整備に係るもの 中山間総合整備 のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 (中山間地域総 60 55 30 10 合整備) 理等(注15)を除く。 (農地環境整備) 60 55 30 10 集落基盤整備 25 10 農業生産基盤整備に係るもの 50 55 50 27.5 のみに適用する。注9) 9 <50> <27.5> <10> < >書は、地域用水機能の増 < > [55] [50] [27.5] [9] 進を伴う農業用用排水施設整備 [50] [27.5] に係るものに適用する。ただ [9] [] し、ダム、頭首工等の基幹的施 [] [50] [25] [10] 設は除く。 []書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する 集落基盤整備(注 15)によ る。

(都道府県営:その15)

(単位:%) 地 帯 \boxtimes 分 予 算 X 分 北 海 道 業 老 事 筡 備 率 玉 庫 道 市町村 船 숲 計 (歳 出) ァ r 1 農山漁村地域整備 農山漁村地域整備 農業基盤整備促進 50 32.5 10 ()書及び[]書は防災関連事 事業費 交付金 52 32.5 10 業に係るものに適用する。 注 16) 55 32.5 10 地域自主戦略交付金 地域白主戦略 (52)(32)(16)交付金 (55)(32)(13)) [52] [29] [14] 1 [29] [55] [14] 農業水利施設保全合理化 50 32.5 10 32 5 事業 55 10 農山漁村地域整備 農山漁村地域整備 営農環境整備のうち営農用水 50 32.5 10 事業費 及び農業集落環境管理施設整備 52 32 5 10 55 32.5 10 (注15)を除く。 (52)(32) (16)()書及び[]書は書は防災関 連事業に係るものに適用する。) (55)(32)(13)[] [52] [29] [14] 注 16) [29] [14] Γ] [55] 水利施設整備 水利施設等整備事業 27.5 < >書は地域用水機能増進型 50 9 < > <50> <27.5> <10> に適用する。ただし、ダム、頭 52 28 首工等の基幹的施設は除く。 8 55 28 8 営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地 帯担い手育成型のみ適用する。 農業水利施設保全合理 50 32.5 10 化事業 32.5 10 海岸保全施設等災害関連及び 農業施設災害 農業用施設等災害 農業用施設等 50 50 29 14 関連事業費 関連事業費補助 害 関 災害関連緊急地すべり対策を除 災 ζ. (農業用施設災害関連) (ため池災害関連特別) 鉱毒対策事業費補助 畫 65 50 41 鉱 対 9 50 50 32 18 道 整 備 55 50 27.5 16 注4)に該当する場合に適用 50 50 25 18 する。 27.5 45 45 20 農業競争力強化基 農業競争力強化基盤 水 利 施 設 整 備 27.5 < >書は地域用水機能増進型 55 50 9 <27.5> に適用する。ただし、ダム、頭 盤整備事業 整備事業 <50> <10> < > 首工等の基幹的施設は除く。 10 50 50 25 50 27.5 9 []書は基幹水利施設保全型 55 27.5 に適用する。 [50] [27.5] [9] 地 営農環境整備(注 15)を除 整 (経営体育成型) 50 32.5 10 32.5 55 10 (畑地帯担い手 52 28 8 育成型) 55 28 8 (畑地帯担い手 52 28 8 支援型) (畑地帯総合整備・ 60 52 28 8 緊急整備型) (畑地帯総合整備・ 60 52 28 8 27.5 一般型) 55 50 9 草地畜産基盤整備 10 独田水施設整備及75利用施設 50 25 整備(注 15)を除く。 55 25 10 地 防 55 36 9 50 36 14 農業競争力強化基 農業基盤整備促進事 農業基盤整備促進 ()書及び[]書は防災関連 50 32.5 10 盤整備事業 52 32.5 10 事業に係るものに適用する。 55 32.5 10 注 16)) (52)(32)(16)) (55)(32)(13)[52] [29] [141] [55] [29] [14] 農業水利施設保全合農業水利施設保全合理化 32.5 50 10 理化事業 事業 55 32.5 10 水利施設整備事業 水利施設整備事業 50 32.5 10 (農地集積促進型) (農地集積促進型) 55 32.5 10 高収益作物導入促進局収益作物導入促進基盤 50 32.5 10 其般整備事業 慗借事業 55 32.5 10

(都道府県営:その16)

地 帯 X 分 予 算 X 分 北 海 道 考 事 業 等 備 率 市町村 玉 庫 道 般 숲 計 (歳 出) ァ r 1 т 農業競争力強化基 農地中間管理機構関 農地中間管理機構関連農 50 32.5 10 盤整備事業 連農地整備事業 地整備事業 55 32.5 10 農業競争力強化農地 農 地 整 50 32.5 10 営農環境整備(注15)を除く。 整備事業 32.5 52 10 55 32.5 10 ()書及び[]書は防災関連 (32) (16) 事業に係るものに適用する。 (52)) (32) (55)注 16)) (13)] [52] [29] [14] [55] [29] [14] [] 25 雑用水施設整備及び利用施設 草地畜産基盤整備 50 10 整備(注15)を除く。 55 25 10 営農環境整備(注15)を除く。 水利施設等保全高度 (一般型) 50 27 5 9 化事業 <50> <27.5> <10> < >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 (特別型) 50 32.5 10 首工等の基幹的施設は除く。 55 32 5 10 ()書は畑地帯総合整備型に (52) (28) (8) (55) (28) 適用する。ただし補助率の嵩上 (8) げは畑地帯担い手育成型のみ適 用する。 (簡易整備型) 50 32.5 10 52 32.5 10 (一般型)及び(特別型)と 32.5 55 10 併せ行う農村地域防災減災事業 は(注 19)によるもので、同事 業の負担割合を適用する。 農業生産基盤保全 農業体質強化基盤整農業体質強化基盤整備促 50 32.5 10 ()書及び[]書は防災関連 管理等推進費 備促進事業費 事業に係るものに適用する。 52 32.5 10 32 5 10 注 16) 55 (52) (32) (16)) (32) (13) (55)()] [52] [29] [14] [29] [14] 1 [55] 農地集積・集約化農地集積・集約化対農地耕作条件改善事業 32.5 10 ()書及び[]書は防災関連 50 等対策費 策整備交付金 52 32.5 10 事業に係るものに適用する。 55 32.5 10 注 16) (52)(32)(16)(55)(32)(13)) [52] [29] [14]]] [55] [29] [14] 農業生産基盤整備 農業水利施設保全管 農業水路等長寿命化・防 推進費 災減災事業 理整備交付金 (長寿命化対策) 50 32.5 10 55 32 5 10 (防災減災対策) 50 34 16 34 55 11 29 50 14 55 29 14 18 50 32 55 32 13 50 35 10 55 35 10

(都道府県営:その17)

			地 帯	茅 区 分	
予算	区分	事業等	沖	縄	· 備 考
一 般 会	計 (歳 出)	# * J	国庫率	県 市町村	m
			アイ	ゥェ	
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水事業費補助	かんがい排水	80 80 80	10 4 10 4	
		基幹水利施設補修			
			į		
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備	75	12.5 5	
	圃 場 整 備 事 業 費 補 助	担 い 手 育 成 型	75	12.5 5	
		一 般 型	75 75	12.5 5	
	諸 土 地 改 良	十地內良総合整備	75	12.5 5	
	事業費補助				
		生物多様性対応基盤整備促進パイロット	75	12.5 5	農村生活環境基盤整備(注 15)を除く。
		農村環境保全整備推進モ デル	75	12.5 5	
		新農業水利システム保全 対策	50	25 10	
		畑地かんがい推進モデル ほ場設置	75 75	12.5 5	
	畑地帯総合農地整備	畑地帯総合整備	;		
	事業費補助	(担い手育成型)	75	12.5 5	
		(担い手支援型)	75	12.5 5	
		(緊急支援型)	75 75	12.5 5	
		(一般型)	75 75	12.5 5	•
		畑 地 帯 開 発 整 備			
		(一般型)(農林地一帯型)	80 80	10 4	•
				.	
		(干拓型)	80 80 75 75	8 0	
農村整備事業費	農村総合整備	農村総合整備			農業生産基盤整備に係るも
	事業費補助	(農村総合整備)	2/3 2/3	16.7 6	ののみに適用する。注9)
		(集落基盤整備)			
		(地域開発関連 整備)	75	12.5 5	

(都道府県営:その18)

(単位:%) 地 帯 X 分 予 算 X 分 沖 縄 事 業 等 考 市町村 国庫 淧 県 一般会計(歳出) ァ 1 ゥ ェ 農村振興総合整備 農村振興総合整備 農村整備事業費 2/3 17 6 農業生産基盤整備に係るも 事業費補助 ののみに適用する。注9) Ħ 園 整 2/3 17 農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9) 中山間総合整備中山間総合整備 農業生産基盤整備に係るも 事業費補助 ののみに適用する。注9) (中山間地域総 75 17 75 6 農村生活環境整備及び保全 合整備) 管理等(注 15)を除く。 (農地環境整備) 75 17 6 80 (中山間地域総 6 合農地防災) 農業生産基盤整備 農地防災事業費補助 農 地 防 事業費 (防災ダム) 80 7 注7)に該当するものに適 55 用する。 34 11 50 34 16 注8)に該当するものに適 (ため池等整備) 80 80 11 6 80 11 6 用する。 < >書は農村保全管理施設 80 11 6 <80> <13> <7> のうち河川工作物応急対策に 50 29 14 係るものに適用する。 50 (湛水防除) 農地保全事業費補助 農 地 保 全 整 備 地すべり対策を除く。 80 80 11 6 (農地保全整備) 農村地域環境保全整備は、 注4)による。 農村環境保全対策 水質 保 全 対 策 [80] [19] [1] []書は農村災害対策整備] [6] - -事業のうち農業生産基盤整備 事業費補助 公害防除特別土地改良 [75] [19] [] 地 盤 沈 下 対 策 [] [2/3] [19] [10] に係るもののみに適用する。 総合農地防災 震災対策農業水利施 震災対策農業水利施設整 < > <55> <37> < 8> 設整備事業費補助 <18> 農村地域防災減災事業 地 防 (防災ダム) 7 注7)に該当するものに適 80 13 50 11 用する。 50 34 16 (ため池等整備) 注8)に該当するものに適 80 80 11 6 60 80 11 6 用する。 80 11 6 < >書は農村保全管理施設 < > <80> <13> < 7s 50 50 29 14 のうち河川工作物応急対策に 29 係るものに適用する。 50 14 農村地域環境保全整備は、 農地保全整備 80 11 (農地保全整備) 注4)による。

(都道府県営:その19)

(都連附吳	営 : その19	<u>, </u>)					(単位:%)
					地 帯	区分		
予 算	区分				沖	縄		
			事 業 等			· · ·	→ mT &-1	- 備 考
一般会	計 (歳 出)			国属		県	市町村	
	T			ア	1	ウ	I	
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業	地	質 保 全 対 策 盤 沈 下 対 策 合 農 地 防 災					
			(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)		75	16	9	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。水質保全対策のうち水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。
			(農村災害対策 整備)	()	2/3 (80) [75]	19 (19) [19]	10 (1) [6]	農業生産基盤整備(注9) 及び農村保全管理施設(注 10)に係るものに適用する。 []書及び()書は中山間 地域等で実施するものに適用 し、このうち[]書は甚大地 域に適用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。
		突	発事故復旧		80	13	7	
	戸別所得補償実施円	水	利 施 設 整 備	80	80	10	4	
円滑化基盤整備事 業費	滑化基盤整備事業費補助				80	10	4	
	特定地域振興生産基	農	地 整 備					営農環境整備(注 15)を除
	盤整備事業費補助		(経営体育成型)		75	12.5	5	<.
			,					
			- (畑地帯担い手 育成型)		75	12.5	5	
			(畑地帯担い手 支援型)		75	12.5	5	
			(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5	
			(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5	
		草	地畜産基盤整備	_	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注 15)を除く。
6 次産業化等促進 基盤整備事業	6 次産業化等促進基 盤整備事業費	水	利施設整備	80	80 80	10 10	4	
		農	地 整 備					営農環境整備(注 15)を除
			(経営体育成型)		75	12.5	5	. < .
			 (畑地帯担い手 育成型)		75	12.5	5	
			(畑地帯担い手 支援型)		75	12.5	5	
			(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5	
			(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5	

(都道府県営:その20)

(単位:%) 地 帯 区分 予 筫 X 分 沖 綑 事 業 等 考 備 国 庫 率 市町村 県 一般会計(歳出) ァ 1 ゥ I < >書は一般型、面的集積 農山漁村地域整備 農山漁村地域整備交 経営体育成基盤整備 <75× <12.5> <5> 事業費 (75)(12.5)(5) 型、農業生産法人等育成型に適) (80) (10) (4) 用する。 () 地域自主戦略 地域自主戦略交付金 [2/3] [17] [7] ()書は水利施設整備型、畑 [17] 地帯担い手育成型、畑地帯担い 交付金 1 [75] [7] ſ 手支援型に適用する。 沖縄振興交付金 沖縄振興公共投資交 []書は畜産担い手総合整備 型、草地林地総合整備型に適用 事業推進費 付金 する。 地 営農環境整備、地域水田農業 慗 再生緊急整備のうち営農用水及 (経営体育成型) 75 12.5 び農業集落環境管理施設整備、 耕作放棄地解消・発生防止基盤 整備のうち農村生活環境基盤整 (畑地帯担い手 75 12 5 備(注 15)を除く。 育成型) (畑地帯担い手 75 12.5 支援型) (畑地帯総合整備・ 75 75 12.5 緊急支援型) (畑地帯総合整備・ 75 75 12.5 5 一般型) 雑用水施設整備及び利用施設 草地畜産基盤整備 2/3 17 整備(注 15)を除く。 75 水利施設整備事業 80 10 80 10 4 抽 防 **%**5 (防災ダム) 注7)に該当するものに適用 R۸ 13 7 する。 11 34 16 50 (ため池等整備) 注8)に該当するものに適用 80 80 6 60 80 11 6 する。 80 11 6 < >書は農村保全管理施設の <80> <13> <7> 50 50 29 14 うち河川工作物応急対策に係る 50 29 14 もの適用する。 農地保全整備 地すべり対策を除く。 80 (農地保全整備) 農村地域環境保全整備は、注 4)による。 水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 (水質保全対策) 75 16 農村地域環境保全整備(農業生 (地盤沈下対策) 産基盤整備(注9)及び農村保 (総合農地防災) 全管理施設(注10)に係るもの) は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。 (農村災害対策 2/3 19 10 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注 10)に 整備) [80] [19] [1] [75] [19] [6] 係るものに適用する。 []書及び()書は中山間地 () (80) (11) (6) 域等で実施するものに適用し、 このうち[]書は災害地域及び 甚大地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注 15) を除く。

(都道府県営:その21)

(単位:%) 地 帯 X 分 予 $\overline{\times}$ 分 沖 車 丵 筀 借 老 玉 庫 率 県 市町村 般 会 計 (歳 出) 1 ゥ 農山漁村地域整備 農山漁村地域整備交中山間総合整備 農業生産基盤整備に係るもの 事業費 付金 のみに適用する。注9) (中山間地域総 75 75 17 6 農村生活環境整備及び保全管 合整備) 地域自主戦略 地域自主戦略交付金 理等(注15)を除く。 交付金 (農地環境整備) 75 6 沖縄振興交付金 沖縄振興公共投資交 農業生産基盤整備に係るもの 集落基盤整備 2/3 17 6 事業推進費 付金 80 80 10 4 のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。 農業基盤整備促進 12.5 ()書及び[]書は防災関連 80 5 事業に係るものに適用する。 (80) (16)(4)) [] [80] [11] [6] 注 16) 農業水利施設保全合理化 80 12.5 5 農山漁村地域整備 農山漁村地域整備交 農 地 75 12.5 営農環境整備のうち営農用水 5 及び農業集落環境管理施設整備 事業費 付金 80 12.5 5 (80)(16)(4) (注 15)を除く。 沖縄振興交付金 ()書及び[]書は防災関連 沖縄振興公共投資交 [] [80] [11] [6] 事業に係るものに適用する。 **事**業推准費 付全 注 16) 水 利 施 設 整 備 水利施設等整備事業 営農環境整備のうち営農用水 80 10 4 75 12.5 5 及び農業集落環境管理施設整備 (注 15)を除く。 農業水利施設保全合理 80 12.5 5 化事業 農業施設災害 農業用施設等災害 農業用施設等 海岸保全施設等災害関連及び 60 23 11 塱 災害関連緊急地すべり対策を除 関連事業費 関連事業費補助 **%** 害 50 29 50 14 (農業用施設災関) (ため池災関特別) 鉱毒対策事業費補助 対 10 注4)に該当する場合に適用 道 整 80 80 7 する。 農業競争力強化基 農業競争力強化基盤 水 利 施 設 整 備 80 80 10 4 盤整備事業 整備事業 80 10 4 営農環境整備(注15)を除く。 農 地 整 備 (経営体育成型) 75 12.5 (畑地帯担い手 75 12.5 育成型) (畑地帯担い手 75 12.5 支援型) (畑地帯総合整備 75 75 12.5 緊急支援型) (畑地帯総合整備 5 75 75 一般型) 草地畜産基盤整備 2/3 17 雑用水施設整備及び利用施設 17 7 整備(注 15)を除く。 75 農業基盤整備促進事業 農業基盤整備促進 80 12.5 5 ()書及び[]書は防災関連 (80) (16) (4) 事業に係るものに適用する。 注 16) [80] [11] [6] [] 農業水利施設保全合 農業水利施設保全合理化 12.5 80 理化事業 事業 水利施設整備事業 水利施設整備事業 80 12.5 5 (農地集積促進型) (農地集積促進型) 高収益作物導入促進 高収益作物導入促進基盤 80 12.5 5 基盤整備事業 整備事業

(都道府県営:その22)

地 X 帯 分 予 \boxtimes 分 事 考 業 筀 備 玉 庫 率 県 町村 般 会 計 (歳 出) ゥ 農業競争力強化基 農地中間管理機構関 農地中間管理機構関連農 75 12.5 5 盤整備事業 連農地整備事業 地整備事業 農業競争力強化農地 農 地 75 12.5 5 営農環境整備(注15)を除く。 慗 備 整備事業 80 12.5 5 (16) ()書及び[]書は防災関連 (80) (4) 事業に係るものに適用する。 [80] [11] [6] [] 注 16) 草地畜産基盤整備 雑用水施設整備及び利用施設 2/3 17 整備(注 15)を除く。 75 17 営農環境整備(注 15)を除く。 水利施設等保全高度 (一般型) 80 10 4 化事業 ()書は畑地帯総合整備型に 適用する。 12.5 (特別型) 80 5 (12.5)() (75) (5) (一般型)及び(特別型)と 併せ行う農村地域防災減災事業 (簡易整備型) 80 12.5 は(注 19)によるもので、同事 業の負担割合を適用する。 農業生産基盤保全 農業体質強化基盤整 農業体質強化基盤整備促 80 12.5 ()書及び[]書は防災関連 5 事業に係るものに適用する。 管理等推進費 備促進事業費 谁 (80)(16) (4) [] [80] [11] [6] 注 16) 農地集積・集約化 農地集積・集約化対 農地耕作条件改善事業 80 12.5 5)書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 鲁我仗等 策整備交付金) (80) (16) (4) [] [80] [11] [6] 注 16) 農業生産基盤整備 農業水利施設保全管 農業水路等長寿命化・防 推進費 理整備交付金 災減災事業 (長寿命化対策) 80 12.5 5 (防災減災対策) 80 13 80 11 6 75 16 50 29 14

	<u> </u>			地 帯	区分		(羊և.//)
予 算	区分			奄	美		
一般会	計 (告 山)	事 業 等	国庫		県	市町村	備考
· 放 云	計 (歳 出)		ア	1	ゥ	I	
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水	かんがい排水	70	65	20	6	
尹未貝	事業費補助	基幹水利施設補修		65	20	Ö	
		苯					
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備		60	25	8	
	圃 場 整 備事 業 費 補 助	担い手育成型		60	25	8	
		一 般 型	60	55	25	8	
	諸 土 地 改 良事 業 費 補 助	土地改良総合整備		60 52	24 24	9	
		生物多様性対応基盤整備 促進パイロット		60	20	8	農村生活環境基盤整備(注 15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデル		60	20	8	
		新農業水利システム保全 対策		50	25	10	
		畑地かんがい推進モデル ほ場設置	50	2/3	17	6	
	畑地帯総合農地整備事業費補助	畑 地 帯 総 合 整 備 (担い手育成型)		2/3	20.9	5	
		(担い手支援型)		2/3	20.9	5	
		(緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
		(一般型)	75 70	2/3 65	20.9 20	5 6	
		畑地帯開発整備	-			-	
		(一般型) (農林地一帯型)	80	2/3	23.4	4	
		(干拓型)					
農村整備事業費	農村総合整備	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
	事業費補助	(農村総合整備)					のみに適用する。注9)
		(地域開発関連 整備)		55	25	8	

	音:その2~	· /				(単位:%)
			地	帯 区 分		
予 算	区分		奄	美		
60 4	±1 /±= 10 \	事 業 等	国庫率		市町村	備考
一般会	計(歳出)				Τ Τ	
 農村整備事業費	農村振興総合整備	農村振興総合整備		2 24	9	農業生産基盤整備に係るもの
辰刊並開事来 真	事業費補助	展刊派典彩白亚州		24	9	のみに適用する。注9)
		田 園 整 備	5	2 24	9	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備				農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	尹 来 良 間 助	(中山間地域総 合整備)	75 7	0 22	6	農村生活環境整備及び保全管理等(注 15) を除く。
		(農地環境整備)	7	0 22	6	
		(中山間地域総 合農地防災)				
	農地防災事業費補助	農地防災				
事業費		(防災ダム)	7	0 21.4	8.6	注7)に該当するものに適用
			i i	/3 21.4	12	する。
				5 34 0 34	11 16	
		(ため池等整備)	-	0> <26> 21	<4>	注8)に該当するものに適用する。
				0 17	9	~ >書は農村保全管理施設の
				/3> <24.4>	<9>	うち河川工作物応急対策に係る
				/3> <24.4> /3 22.4	<9>	ものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備
				/3 19	10	のうち大規模に適用する。
				/3 19	10	
			•	0 29 22.4	14 7	
				(21)	(6)	
		(湛水防除)				
	農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)				
	農村環境保全対策	水質保全対策	[] [7	[29]	[1]	 []書は農村災害対策整備事
	事業費補助	公害防除特別土地改良		5] [29]	[14]	業のうち農業生産基盤整備に係
		地盤沈下対策総合農地防災	[] [5	[29]	[14]	るもののみに適用する。注9)
		震災対策農業水利施設整		5> <37>	<8>	
	設整備事業費補助	備	< > <5	0> <32>	<18>	
	農村地域防災減災事 業					
	未	(防災ダム)		0 21.4 /3 21.4	8.6 12	注7)に該当するものに適用 する。
			i	5 34	12	フ る。
				0 34	16	
		 (ため池等整備)	<80> : <7	0> <26>	<4>	
		(12 7/3 3 12 1111)	<80> <2	/3> <29.4>	<4>	する。
				0 21 17	6 9	< >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る
			:	/3> 17 <24.4>	9 <9>	つら河川工作初心思対策に係る ものに適用する。
			< > : <2	/3> <24.4>	<9>	
				/3 22.4 /3 19	7 10	
			:	/3 19	10	
				0 29	14	
			5	5 29	14	
			:			
			:			
			:			
-		•		•		

	言っての25	"					(単位:%)	
				地帯	区分			
予 算	区分	事業等		奄	美		備考	
一般会	計 (歳 出)	尹朱守	国	車率	県	市町村	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			ア	1	ゥ	エ		
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業	水質保全対策地盤沈下対策総合農地防災						
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)		2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。	
		(農村災害対策 整備)	< >	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29 29	<4.4> 1 14 14	〈 >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。	
		突発事故復旧		2/3	24.4	9		
	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水 利 施 設 整 備	70	65 65	20 20	9 9		
		農 地 整 備					営農環境整備(注 15)を除く。	
	特定地域振興生産基盤整備事業費補助	(経営体育成型)		60	25	8		
			(畑地帯担い手		2/3	20.9	5	
		育成型) (畑地帯担い手		2/3	20.9	<u>-</u>		
			支援型) (畑地帯総合整備・	75	2/3	20.9	5	
		<u>緊急整備型)</u> (畑地帯総合整備・	75	2/3	20.9	5		
		一般型)	70	65	20	6		
		草地畜産基盤整備		2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注 15)を除く。	
6 次産業化等促進 基盤整備事業費	6 次産業化等促進基 盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	70	65 65	20 20	6		
	特定地域振興生産基						営農環境整備(注 15)を除く。	
	盤整備事業費補助	(経営体育成型)		60	25	8		
		 (畑地帯担い手 育成型)		2/3	20.9	5		
				2/3	20.9	5		
		(畑地帯総合整備・	75	2/3	20.9	5		
		(畑地帯総合整備・	75	2/3	20.9	5		
農山漁村地域整備	農山漁村地域整備	一般型) 経営体育成基盤整備	70	65 <60>	20 <25>	6 <8>	 < >書は一般型、面的集積型、	
事業費地域自主戦略交付金	交付金地域自主戦略交付金		()	(65) (2/3) [2/3] [70]	(20) (20.9) [17] [17]	(6) (5) [7] [7]	農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手 支援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備型、 型、草地林地総合整備型に適用する。	

	宮:その26	·)					(単位:%)
				地 帯	区分		
予 算	区分						1
		事 業 等	l				備考
一 般 会	計 (歳 出)		国	庫率	県	市町村	
			ア	1	ウ	エ	
農山漁村地域整備	農山漁村地域整備	農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農業
事業費 3	交付金	(経営体育成型)		60	25	8	再生緊急整備のうち営農用水及
11L1+ + + ¥15m4		(L				び農業集落環境管理施設整備、
地域自主戦略 5 交付金	地域自主戦略交付金	(畑地帯担い手		2/3	20.9	5	耕作放棄地解消・発生防止基盤 整備のうち農村生活環境基盤整
又刊並		育成型)					備(注 15)を除く。
		(畑地帯担い手		2/3	20.9	5	
		支援型) (畑地帯総合整備・	75	2/3	20.9	5	1
		緊急整備型)					
		(畑地帯総合整備・	75	2/3	20.9	5	
		一般型)	70	65	20	6	+0 = 1, 4++0 ++ (# 7 - 0 < 1 = 4++0
		草地畜産基盤整備		2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注 15)を除く。
				70	17	,	を 備 (左 13) を 除 く。
		水利施設整備事業	70	65	20	6	
				65	20	6	
		曲 +h 7→ ′′′					
		農地防災					
		(防災ダム)		70	21.4	8.6	注7)に該当するものに適用
				2/3	21.4	12	する。
				55	34	11	
				50	34	16	
		(ため池等整備)	<80>	<70>	<26>	<4>	 注8)に該当するものに適用
		(IC SP / C S IE III)	80	70	21	6	する。
			60	70	17	9	< >書は農村保全管理施設のう
			<75>	<2/3>	<24.4>	<9>	ち河川工作物応急対策に係るも
			< > :	<2/3> 2/3	<24.4> 22.4	<9>	のに適用する。 ()書は地域ため池総合整備
			60	2/3	19	10	のうち大規模に適用する。
				2/3	19	10	
			50	50	29	14	
				2/3	22.4	7	
			()	(70) 50	(21) 29	(6) 14	
				30	23	14	
		水質保全対策					
		地盤沈下対策					
		総合農地防災		0./0	04.4	40	曲针业牙谭连亿人赦进/曲米4
		(水質保全対策) (地盤沈下対策)		2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保
		(総合農地防災)					全管理施設(注10)に係るもの)
							は、注4)による。
							水質保全対策のうち水質保全
							施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設
							と併せ行う施設に適用する。
			:				
		(農村災害対策	< >	<2/3>	<29>	<4.4>	
		整備)	:	70	29	1	る地震防災対策の推進に関する
				55	29	14	特別措置法に基づいて実施され
				50	29	14	る避難施設整備に適用する。
							農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注 10)に
							係るものに適用する。
							農村生活維持施設整備(注 15)
							を除く。
		中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
					22	-	展案主座基盤監備に振るもの のみに適用する。注9)
		(中山間地域総 合整備)	75	70	22	6	農村生活環境整備及び保全管
		口正佣丿	:				理等(注 15) を除く。
		(農地環境整備)		70	22	6	1
		住 			0.4	-	曲米ル立甘帆お供にはって・
		集落基盤整備	70	52 65	24 20	9 6	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。注9)
			/0	ชช	20	U	のみに適用する。注り) 集落基盤整備(注 15)を除く。
			:				
			<u> </u>				
			· <u>-</u>				

			地 帯 区 分				
予 算	区分	- N/ 65		奄	美		
一般会	計 (歳 出)	事業等	国	車率	県	市町村	備考
	, ,		ア	1	ゥ	エ	
農山漁村地域整備		農業基盤整備促進		60	25	8	()書及び[]書は防災関連事
事業費	交付金		() []	(60) [60]	(28) [29]	(12) [7]	業に係るものに適用する。 注 16)
地域自主戦略	地域自主戦略交付金		. ,				, ,
交付金		農業水利施設保全合理化事業		65	25	8	
農山漁村地域整備		農地整備		60	25	8	営農環境整備のうち営農用水及
事業費	交付金			65 2/3	25 20.9	8 5	び農業集落環境管理施設整備(注 15)を除く。
			()	(60)	(28)	(12)	()書及び[]書は防災関連事
			[]	[60]	[29]	[7]	業に係るものに適用する。 注 16)
		水利施設整備					10)
		水利施設等整備事業		65	20	6	営農環境整備のうち営農用水及
				2/3	20.9	5	び農業集落環境管理施設整備(注
		農業水利施設保全合理化		65	25	8	15)を除く。
		事業				-	
農業施設災害関連事業費		農業用施設等災害関連	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災 害関連緊急地すべり対策を除く。
M	100 人。	(農業用施設災関)					
	<u></u> 鉱毒対策事業費補助	(ため池災関特別) 鉱 毒 対 策					
	ッル サ A J 沢 尹 未 貝 常 助						
		農道整備	70 65	65 55	20 27.5	11 13	注4)に該当する場合に適用する。
			03	33	27.5	13	5 ,
農業競争力強化基 盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	70	65 65	20 20	6 6	
盈 笠佣争耒	登 伸 争 耒			00	20	0	
		農地整備					営農環境整備(注 15)を除く。
		(経営体育成型)		60	25	8	
		(畑地帯担い手		2/3	20.9	5	
		<u> </u> 育成型) (畑地帯担い手		2/3	20.9	5	
		支援型)		2/3	20.9		
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	75	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・	75	2/3	20.9	5	
		一般型)	70	65 2/3	20 17	6 7	雑用水施設整備及び利用施設整
		十九田庄坐皿正開		70	17	7	備(注 15)を除く。
	農業基盤整備促進事	農業基盤整備促進		60	25	8	()書及び[]書は防災関連事
	農業を監定権に進 事	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	()	(60)	(28)	(12)	業に係るものに適用する。
			[]	[60] 65	[29] 25	[7] 8	注 16)
				2/3	20.9	5	
	農業水利施設保全合理化事業	農業水利施設保全合理化事業		65	25	8	
	水 利 施 設 整 備 事 業 (農地集積促進型)	水 利 施 設 整 備 事 業 (農地集積促進型)		65	25	8	
	高収益作物導入促進 基盤整備事業	高収益作物導入促進基盤整 備事業		65	25	8	
	坐血正隔于 宋	曲 チ 木					
	農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地 整備事業		60	25	8	
	農業競争力強化農地 整備事業	農 地 整 備	()	60 (60)	25 (28)	8 (12)	営農環境整備(注 15)を除く。
	- Im - 75		[]	[60]	[29]	[7]	()書及び[]書は防災関連事
				65 2/3	25 20.9	8 5	業に係るものに適用する。 注 16)
						_	
		草地畜産基盤整備		2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注 15)を除く。
				, ,		,	100 / 10 / CPW 10
	<u> </u>		<u> </u>				L

(都道府県営:その28)

地 X 分 予 X 分 奄 美 事 業 等 考 備 玉 庫 市町村 般 会 計 (歳 出) ァ ゥ ェ 1 農業競争力強化基 水利施設等保全高度 (一般型) 65 20 営農環境整備(注15)を除く。 盤整備事業 化事業 ()書は畑地帯総合整備型に適 (特別型) 用する。 65 25 8 () (2/3)(20.9)(5) (一般型)及び(特別型)と併 せ行う農村地域防災減災事業は (簡易整備型) 65 25 8 (注 19)によるもので、同事業 2/3 20.9 5 の負担割合を適用する。 ()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 農業生産基盤保全 農業体質強化基盤整 農業体質強化基盤整備促進 60 25 8 管理等推進費 備促進事業費 () (60) (28) (12) [29] 注 16) [] [60] [7] 農地集積・集約化 農地集積・集約化対 農地耕作条件改善事業 ()書及び[]書は防災関連事 60 25 8 等対策費 策整備交付金) (60) (28) (12) 業に係るものに適用する。 注 16) [29] [7] [60] [] 農業生産基盤整備 農業水利施設保全管 農業水路等長寿命化・防災 推進費 減災事業 理整備交付金 (長寿命化対策) 65 25 8 (防災減災対策) 50 34 16 21.4 2/3 12 2/3 22.4 2/3 10 19 50 29 14 2/3 24.4

H 3 0 . 7 . (単位:%)

						地 帯	区分		
予 算	X	分		事業等		離	島	·	備考
一 般 会	計 (歳	蛓 出)		ਤ• ਤ≈ ਹੋ 		庫率	都県	市町村	G. m.
農業生産基盤整備事業費		がい 排 対費 補 目		んがい排水	ア 55 < >	イ 50 <50> 55	ウ 27.5 <27.5> 27.5	9 <10> 9	< >書はかんがい排水の農業用水再編対策(地域用水機能増進型)に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。
			基	幹水利施設補修					
				幹 水 利 施 設トックマネジメント		50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1855 号農林水産事務次官依命通知)第2の2のうち都道府県営土地改良事業として実施するもののみに適用する。
	経営体育事 業	f成基盤整体 費 補 助		営体育成基盤整備		55	25	10	
	圃 場 事 業	整類		い 手 育 成 型		55	25	10	
			_	13X <u>±</u>	50	55 50	25 25	10 10	
	諸 土事 業	費補り	ħ	地改良総合整備		55 50	25 25	10 10	
	諸 土事 業			田農業振興緊急整備		50	25	10	
				物多様性対応基盤整備促 パイロット		55	22.5	9	農村生活環境基盤整備(注 15) を除く。
			農ル	村環境保全整備推進モデ		55	22.5	9	
			新策	農業水利システム保全対		50	25	10	
				地かんがい推進モデルほ 設置	50	50	25	10	
		合農地整條 費 補 即		地帯総合整備					
				(担い手育成型)		52	25.5	9	
				(担い手支援型)		52	25.5	9	
				(緊急整備型)	55	52	25.5	9	
				(一般型)	55	52	25.5	9	
			畑	地帯開発整備					
				(一体型) (農林地一体型)	70 65	55 50	30 32.5	6 7	
				(干拓型)					
農村整備事業費	農村総事業	総合整体費 補 目		村総合整備					農業生産基盤整備に係るものの みに適用する。注9)
				(農村総合整備)	50	50	25	10	,
				(地域開発関連 整備)		50	25	10	

(都追加克	営:その30	,)					(単位:%)
]	地 帯	区分		
予 算	区分						-
J, 対		事業等		離	島	ı	備考
一般会	計 (歳 出)	7 x 3	国	庫率	都県	市町村	m -
	(,		ア	1	ゥ	ェ	
典計數供事業典	曲针证倒纵入数供	曲针证卿纵合数供			·		専光仕立其船鼓供に返ったのの
農村整備事業費	農村振興総合整備事 業 費 補 助	農村振興総合整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。注9)
		田 園 整 備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るものの みに適用する。注9)
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るものの みに適用する。注9) < >書は従前の開拓地整備に適 用する。 農村生活環境整備及び保全管理
		(中山間地域総	<2/3>	<50>	<33.3>	<6>	等(注 15) を除く。
		合整備)	65 <55>	60 <50>	30 <27.5>	7 <8>	
		(農地環境整備)		60	30	7	
		(中山間地域総 合農地防災)		60	31	9	
	農地防災事業費補助	農地防災					
事業費		(防災ダム)	65	55	36	9	注7)に該当するものに適用す
		(MX/A)	60	52	34	14	る。
				50	34	16	
			50	50	32	18	
				55	34	11	
			<65>	<55>	<36>	<9>	注8)に該当するものに適用す
		【ため心寺霊補】	65	<55 <i>></i>	30	10	注 6)に該当 9 5 号のに適用 9 る。
			60	55	28	12	く >書は農村保全管理施設のう
			<60>	<52>	<34>	<14>	ち河川工作物応急対策に係るもの
			< >	<52>	<34>	<14>	に適用する。
			60	52	31	11	()書は地域ため池総合整備の
			50	52 50	28 29	14 14	うち大規模に適用する。
				52	31	11	
				60	31	9	
			()	(55)	(30)	(10)	
		()+ LELEA >		<u></u>			
		(湛水防除)	60 55	55 50	37 37	8	
			50 50	50 50	32	13 18	
	農地保全事業費補助		60	52	31	11	地すべり対策を除く。
		(農地保全整備)	55	50	31	13	農村地域環境保全整備は、注
			50	50	29	14	4)による。
	農村環境保全対策	水質保全対策	2/3	55	41	4	()書は特定農業用管水路等特
	事業費補助		65	55	41	4	別対策に適用する。
		地盤沈下対策	55	50	34	16	[]書は農村災害対策整備事業
		総合農地防災	50 ()	50 (50)	32 (35)	18 (10)	のうち農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9)
				[60]	[29]	[11]	ののかに週出する。圧すり
			[]	[50]	[29]	[14]	
	震災対策農業水利施 設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	< >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>	
	# 11 11 12 D // 12 // -	## 11L 52 '''					
	農村地域防災減災事 業	農地防災					
	*	(防災ダム)	65	60	36	4	注7)に該当するものに適用
			60	60	34	6	する。
				60	34	6	
				55	34	11	

(都道府県営:その3		t	也帯区		(単位:%)
予 算 区 分			锥	島	
一 般 会 計 (歳 出)	事業等	国庫		都県 市町村	備考
х х н (м ш)		ア	1	ウェ	
農業生産基盤整備 農村地域防災減災	事 農 地 防 災	:			
事業費業	(ため池等整備)	<65>	<55>	<36> <9>	注8)に該当するものに適用す
		65	60	30 10	る。
		60 <60>	60 <55>	28 12 <34> <11>	< >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るもの。
				<34> <11>	に適用する。
		< > 60	<55> 60	<32> <13> 31 9	
		00	60	28 12	
	(湛水防除)	60	55	37 8	
	(海外的脉)	55	55	37 8	
		50	55	32 13	
	農地保全整備	60	52	31 11	
	(農地保全整備)	55	50	31 13	4)による。
		50	50	29 14	
	水質保全対策				
	地盤沈下対策総合農地防災				
	公害防除特別土地改良				
	(水質保全対策) (地盤沈下対策)	2/3 65	55 55	41 4 41 4	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保全
	(総合農地防災)	55	50	34 16	管理施設(注 10)に係るもの)
	(公害防除特別	50	50	32 18	は、注4)による。
	土地改良)	55 : 50 :	55 55	34 11 32 13	水質保全対策のうち水質保全施 設に係るもの、公害防止計画に基
		() :	(55)	(35) (5)	づくもの及び水質保全施設と併せ
					行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特
		:			別対策に適用する。
	(農村災害対策	< > .	<2/3>	<29> <4.4>	
	整備)				地震防災対策の推進に関する特別
		()	50	29 14 (31) (9)	措置法に基づいて実施される避難 施設整備に適用する。
		() :	(60)	(31)	農業生産基盤整備(注9)及び
		:			農村保全管理施設(注 10)に係
		:			るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施す
		:			るものに適用。[]書は甚大地域
					に適用する。 農村生活維持施設整備(注 15)
		:			を除く。
	突発事故復旧		52 60	34 14 34 6	
戸別所得補償実施 戸別所得補償実施		55	50	27.5 9	< >書は地域用水機能増進型に
円滑化基盤整備事 滑化基盤整備事業 業費 補助	費	< >		<27.5> <10> 27.5 9	適用する。但しダム、頭首工等の 基幹的施設は除く。
		[]		[25] [10]	基件的施設は除く。[]書は基幹水利施設保全型に
					適用する。
	農地整備				営農環境整備(注 15)を除く。
	(経営体育成型)		55	25 10	
					
	(畑地帯担い手 育成型)		52	25.5 9	
	(畑地帯担い手		52	25.5 9	
	支援型)	<u></u>		25 F	
	(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	55	52	25.5 9	
	(畑地帯総合整備・	55	52	25.5 9	
	一般型)		55	25 10	雑用水施設整備及び利用施設整
			60	25 10	備(注 15)を除く。
	ı	<u> i </u>		J	Ш

C	営:その32	·						(単位:%)
					地 帯	区分		
	_ "					<u> </u>		
予 算	区分				離	島		
		事	業等		÷ +	±77.1⊞	→ mT +→	備考
一般会	計 (歳 出)			国	庫率	都県	市町村	
				ア	1	ゥ	I	
/ // /						_		
6次産業化等促進		水 利 施	設 整 備	55	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型に
基盤整備事業費	整備事業費補助			< >	<50>	<27.5>	<10>	適用する。但しダム、頭首工等の
					55	27.5	9	基幹的施設は除く。
	特定地域振興生産基			[]	[50]	[25]	[10]	[]書は基幹水利施設保全型に
	盤整備事業費補助							適用する。
		農地	整 備					営農環境整備(注 15)を除く。
								日成级先至隔(左10) 色形飞。
		(経営	体育成型)		55	25	10	
		(畑地	帯担い手		52	25.5	9	
			育成型)					
			 帯担い手		52	25.5	9	
			支援型)					
		(水田 井村		55	52	25.5	9	
		_		33	32	20.0	3	
			急整備型)					
		(畑地	帯総合整備・	55	52	25.5	9	
			一般型)	-				
農山漁村地域整備		経営体育原	成基 盤 整 備	< >	<55>	<25>	<10>	< >書は一般型、面的集積型、
事業費	交付金			(55)	(50)	(27.5)	(9)	農業生産法人等育成型に適用す
				()	(55)	(27.5)	(9)	る。
地域自主戦略	地域自主戦略交付金			()	(52)	(25.5)	(9)	()書は排水対策型、水利施設
交付金				[]	[55]	[25]	[10]	整備型、畑地帯担い手育成型、畑
				[]	[60]	[25]	[10]	地帯担い手支援型に適用する。
								[]書は畜産担い手総合整備
								型、草地林地総合整備型に適用す
								a .
		農地	整 備					·
								生緊急整備のうち営農用水及び農
		(経営	体育成型)		55	25	10	業集落環境管理施設整備、耕作放
								乗来が現場自生施設を備、 析 F が 棄地解消・発生防止基盤整備のう
		(畑地	帯担い手		52	25.5	9	ち農村生活環境基盤整備(注 15)
			育成型)		55	25.5	9	を除く。
		(畑地	 帯担い手		52	25.5	9	を除く。
			支援型)					
		(畑地	帯総合整備・	55	52	25.5	9	
			急整備型)				-	
			帯総合整備・	55	52	25.5	9	
		(/Щ / 15	一般型)	00	52	20.0	3	
		甘地玄产	基盤整備		55	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整
		早地亩庄	基监 置 佣			_		
					60	25	10	備(注 15)を除く。
		ᆉᆀᄷ	設 整 備	55	50	27.5	9	ᆂᅛᄡᅻᇚᆚᄲᄿᆑᆇᆈᇅ
		기 사기 개발	以定用					く >書は地域用水機能増進型に
				< >	<50>	<27.5>	<10>	適用する。但しダム、頭首工等の
				, ,	55	27.5	9	基幹的施設は除く。
				[]	[50]	[25]	[10]	[]書は基幹水利施設保全型に
								適用する。
			T) "	<u> </u>				
		農地	防 災					
		(防災	ダム)	65	55	36	9	注7)に該当するものに適用
		(10) X	, ,	60	52	34	14	する。
				60				9 5.
				50	50	34	16	
				50	50	32	18	
					55	34	11	
			\u. \rho \pm \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau	 				
		(ため	池等整備)	<65>	<55>	<36>	<9>	注8)に該当するものに適用す
				65	55	30	10	る。
				60	55	28	12	< >書は農村保全管理施設のう
				<60>	<52>	<34>	<14>	ち河川工作物応急対策に係るもの
				< >	<52>	<34>	<14>	に適用する。
				< >	<50>	<32>	<18>	()書は地域ため池総合整備の
				60	52	31	11	うち大規模に適用する。
					52	28	14	
				50	50	29	14	
					52	31	11	
					60	31	9	
				()	(55)	(30)	(10)	
				` '	50	29	14	
					-			

	具営:その33	3 <i>)</i>	1				(単位:%)	
			地 帯 区 分					
予 算	区分			離	島			
na	計 (培 山)	事業等	国」	車率	都県	市町村	· 構 考	
一般会	計 (歳 出)							
m 1 26 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			ア	1	ゥ	エ		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 防 災 (湛水防除)		55	37	8		
尹未貝	文刊並	() () () ()	60 55	50 50	37	13		
地域自主戦略	地域自主戦略交付金		50	50	32	18		
交付金		農地保全整備	60	52	31	11	地すべり対策を除く。	
		(農地保全整備)	55	50	31	13	農村地域環境保全整備は、注	
		水質保全対策	50	50	29	14	4)による。	
		地盤沈下対策						
		総合農地防災						
		(水質保全対策)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生	
		(地盤沈下対策)	65	55 50	41	4	産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注 10)に係るも	
		(総合農地防災) 	55 50	50 50	34 32	16 18	全官理施設(注 10)に係るもの)は、注4)による。	
			()	(50)	(35)	(10)	水質保全対策のうち水質保全	
							施設に係るもの、公害防止計画	
							に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。	
							C併せ付つ施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等	
			:				特別対策に適用する。	
		(農村災害対策	< >	<2/3>	<29>	<4.4>	< >書は南海トラフ地震に係る	
		整備)		60	29	11	地震防災対策の推進に関する特別	
			()	50 (60)	29 (31)	14 (9)	別措置法に基づいて実施される 避難施設整備に適用する。	
			()	(00)	(31)	(3)	農業生産基盤整備(注9)及	
							び農村保全管理施設(注 10)に	
							係るものに適用する。	
							()書は中山間地域等で実施するものに適用する。	
							農村生活維持施設整備(注	
							15)を除く。	
		中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの	
		(中山間地域総 合整備)	65	60	30	7	のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管	
							理等(注 15) を除く。	
		(農地環境整備)		60	30	7		
		集落基盤整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの	
		ж и ш ш ш ш	55	50	27.5	9	のみに適用する。注9)	
							集落基盤整備(注 15)を除	
		農業基盤整備促進	-	55	25	10	く。 / \妻及が ⇒けび巡問事	
		辰耒基盛登佣促進	()	(55)	25 (34)	(11)	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。	
			i j		[31]	[11]	注 16)	
		農業水利施設保全合理化事		55	25	10		
		業						
農山漁村地域整備	農山漁村地域整備	農地整備		55	25	10	営農環境整備のうち営農用水	
事業費	交付金		[]	(55) [55]	(34) [31]	(11) [11]	及び農業集落環境管理施設整備 (注 15)を除く。	
			LJ	[55]	[31]	[11]	(注13)を除て。 ()書及び[]書は防災関連	
							事業に係るものに適用する。	
		1. THE AME AND THE AME	ļ				注 16)	
		水利施設整備			07.7		⇒ (+ 1), 1+ m −1, 14, 4, 14, 14, 1	
		水利施設等整備事業	< >	50 <50>	27.5 <27.5>	9 <10>	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭	
			[]	[50]	[25]	[10]	首工等の基幹的施設は除く。	
			' '	52	25.5	9	[]書は基幹水利施設保全型	
				55	25.5	9	に適用する。	
							営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備	
							及び辰栗朱洛環境官理施設整備 (注 15)を除く。	
							ただし補助率の嵩上げは畑地	
		dt all a service servi					帯担い手育成型のみ適用する。	
		農業水利施設保全合理 化事業		55	25	10		
		心ず未						

(都道府県	営:その34	.)					(単位:%)
				地 帯	区分		
予 算	区分						
, ,,	<u> </u>	事業等		離	島		備考
一 般 会	計 (歳 出)		国	庫率	都県	市町村	
			ア	1	ゥ	エ	
農業施設災害	農業用施設等災害	農業用施設等	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び
関連事業費	関連事業費補助			00	_~		災害関連緊急地すべり対策を除
		(農業用施設災関)					<.
		(ため池災関特別)					
	鉱毒対策事業費補助	鉱毒対策	65	50	41	9	
			50	50	32	18	
		農 道 整 備	55	50	27.5	16	注4)に該当する場合に適用
			50 45	50 45	25 27.5	18 20	する。
農業競争力強化基	農業競争力強化基盤	水利施設整備	55	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型
盤整備事業	整備事業		< >	<50>	<27.5>	<10>	に適用する。但しダム、頭首エ
				55	27.5	9	等の基幹的施設は除く。
			[]	[50]	[25]	[10]	[]書は基幹水利施設保全型
		農地整備					に適用する。 営農環境整備(注 15)を除く。
							吕辰琅境登禰(注 15)を味く。
		(経営体育成型)		55	25	10	
		## +# ## ##					
		農地整備					1
		(畑地帯担い手		52	25.5	9	
		育成型) (畑地帯担い手		55 52	25.5 25.5	9	
		支援型)		52	20.0	J	
		(畑地帯総合整備・	55	52	25.5	9	
		緊急整備型)					
		(畑地帯総合整備・	55	52	25.5	9	
		一般型)			0.5	40	ᄴᇚᆉᄷᆟᇝᅘᄺᅲᄁᆥᆌᄜᅓᆟ
		草地畜産基盤整備		55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注 15)を除く。
				00	23	10	を開(左 13) を除く。
	農業基盤整備促進事	農業基盤整備促進		55	25	10	()書及び[]書は防災関連
	業		()	(55)	(34)	(11)	事業に係るものに適用する。
			[]	[55]	[31]	[11]	注 16)
	中半したかりにくく	曲类之列标节但人人四八声			0.5	4.0	
	農業水利施設保全台 理化事業	農業水利施設保全合理化事業		55	25	10	
		水利施設整備事業		55	25	10	
		(農地集積促進型)					
	高収益作物導入促進	高収益作物導入促進基盤整		55	25	10	
	基盤整備事業	備事業					
	農地中間管理機構関	農地中間管理機構関連農地		55	25	10	
	連農地整備事業	整備事業 農 地 整 備		55	25	10	 営農環境整備(注 15)を除く。
	整備事業	辰 地 笙 備	()	(55)	(34)	(11)	古辰塚児亜楠(左 13) を除く。
	110 3 7 7 1		ìì	[55]	[31]	[11]	()書及び[]書は防災関連
							事業に係るものに適用する。
							注 16)
		古 协 玄 奈 甘 ీ 龄 #		FF	25	4.0	
		草地畜産基盤整備		55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注 15)を除く。
					_0		
	水利施設等保全高度	(一般型)		50	27.5	9	営農環境整備(注 15)を除く。
	化事業		< >	<50>	<27.5>	<10>	
			[]	[50]	[25]	[10]	< >書は地域用水機能増進型
		(特別型)		55	25	10	に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。
		(17加尘)	()	(52)	(25.5)	(9)	自工寺の奉軒的施設は陈へ。 []書は基幹水利施設保全型
			()	(55)	(25.5)	(9)	に適用する。
						, ,	()書は畑地帯総合整備型に
							適用する。ただし補助率の嵩上ばは畑地帯担い手奈は刑の北海
							げは畑地帯担い手育成型のみ適用する。
							ه و د ۱۱
							(一般型)及び(特別型)と
							併せ行う農村地域防災減災事業
							は(注 19)によるもので、同事
							業の負担割合を適用する。
		 (簡易整備型)		55	25	10	1
		(四%正備工)			-0		
•	•						

	ED. C 07 3 2		-		地帯	区分		(羊位: 70)
予 算	区分				離			
			事業等	国	庫率	都県	市町村	備考
一般会	計(歳出)			ア	<u>+</u> + イ	ウ	I) I	
農村地域復興再生	農村地域復興再生基	水	利 施 設 整 備	55	50	27.5	9	 < >書は地域用水機能増進型
基盤総合整備事業	盤総合整備事業			< > []	<50> 55 [50]	<27.5> 27.5 [25]	<10> 9 [10]	に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型
		農						に適用する。 営農環境整備(注 15)を除く。
		/IX	(経営体育成型)		55	25	10	日成级先正隔(江10) 色形(8
			 (畑地帯担い手		52	25.5	9	
			育成型) (畑地帯担い手 支援型)		52	25.5	9	
			(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	55	52	25.5	9	
			(畑地帯総合整備・ 一般型)	55	52	25.5	9	
			地 畜 産 基 盤 整 備		55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注 15)を除く。
		農		05		20		\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
			(防災ダム)	65 60 50	55 52 50	36 34 32	9 14 18	注7)に該当するものに適用 する。
					55 52	34 34	11 14	
			(ため池等整備)	<65>	<55>	<36>	<9>	注8)に該当するものに適用
				65 60	55 55	30 28	10 12	する。 < >書は農村保全管理施設の
				<60>	<52>	<34>	<14>	うち河川工作物応急対策に係る
				< > 60	<52>	<34>	<14>	ものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備
				00	52	28	14	のうち大規模に適用する。
				50	50	29	14	
					52 60	31 31	11 9	
				()	(55)	(30)	(10)	
			(湛水防除)	60	55	37	8	
				55 50	50 50	37 32	13 18	
		農	 地 保 全 整 備	60	52	31	11	地すべり対策を除く。
			地保全整備)	55 50	50 50	31 29	13 14	農村地域環境保全整備は、注 4)による。
			盤 沈 下 対 策村 環 境 保 全					
			(地盤沈下対策)	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生
				60 55	50 50	39 34	11 16	産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るもの)
				()	(50)	(35)	(10)	は、注4)による。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。
			(農村災害対策 整備)	()	50 (60)	29 (31)	14 (9)	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。
		震	災対策農業水利施設整備	< >	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>	
		中	山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの
			(中山間地域総合整備)	60	60	30	7	のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。

(都道府県営:その36)

(単位:%) X 分 予 算 X 分 離 島 事 業 等 備 考 率 市町村 玉 庫 都県 般 会 計 (歳 出) ァ 1 ゥ ェ 農村地域復興再生 農村地域復興再生基 集落基盤整備 農業生産基盤整備に係るもの 基盤総合整備事業 盤総合整備事業 のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注 15)を除く。 農業生産基盤保全 管理等推進費 ()書及び[]書は防災関連事 農業体質強化基盤整 農業体質強化基盤整備促進 55 25 10 備促進事業費) (55) (34) (11) 業に係るものに適用する。 [55] [31] [11] 注 16) 農地集積・集約化 農地集積・集約化対 ()書及び[]書は防災関連事 農地耕作条件改善事業 55 25 10 等対策費 策整備交付金 (55) (34) (11) 業に係るものに適用する。 () [55] [31] [11] 注 16) 農業生産基盤整備 農業水利施設保全管 農業水路等長寿命化・防災 推進費 理整備交付金 減<u>災事業</u> (長寿命化対策) 25 10 55 (防災減災対策) 60 34 6 60 31 9 55 32 13 28 12 60 55 34 11 55

- 注1) 国庫率の「ア」欄の値は、昭和57年度から平成4年度までの国の負担割合の引き下げは考慮しない場合を示す。又、 印は平成5年度以降の新規制度を示す。
- 注2) 国庫率の「イ」欄の値は、平成5年度以降の率を示す。

の1(1)から(3)までに掲げるもの。

- 注3) 都道府県及び市町村の負担割合(「ウ」欄及び「エ」欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。
- 注4) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。

(例えば、「圃場整備」においてかんがい排水(排水対策特別)を併せ行っている場合のかんがい排水に対応する負担割合は、「かんがい排水」の国庫率「ア」欄50%、「イ」欄50%に対する「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。)

- 注5) 圃場整備の施行にあたり、農用地以外の用に供する土地の全部又は一部が用途地域内にある場合の圃場整備事業のガイドライン。
- 注 6) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業費、国営かんがい排水事業(併せ行うため池整備)、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策及び地域防災対策、都道府県土地改良事業のうち農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助、農業用施設等災害関連事業費補助及び鉱毒対策事業費補助、農山漁村地域整備交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、地域自主戦略交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農村地域防災減災事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災、、農村地域防災減災事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農業体質強化基盤整備促進事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農業基盤整備促進事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農地耕作条件改善事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農地耕作条件改善事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農地耕作条件改善事業における防災関連を業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農地耕作条件改善事業における防災関連を禁止については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注7) 農地防災事業実施要綱(昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林水産事務次官依命通知)第2の別表第1の事業の名称 の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(4)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要網(平成20 年4月1日付け19農振第2078号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の事業内容の欄の (1)、(2)のア、(3)及び事業種類の欄の2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁 長官、水産庁長官通知)の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1及び運用1別紙6(ため池群整備事業)の 第1の2に掲げるもの、地域自主戦略交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下 「戦略交付金要綱」という。))の別紙 12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1(1)から(4)まで、同運用の運 用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、 (2)のア、(3)及び事業種類の欄の2、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事 務次官依命通知)の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地 防災に係る運用)の運用1別紙1の の1及び運用1別紙6(ため池群整備事業)の第1の2に掲げるもの、農村地域防災減災事 業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)の要領第3の2(1)、同要領別紙3第2の 1、2、3、農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について(平成 26 年2月6日付け 25 農振第 1921 号農林水産省農村振興局 長通知)による改正前の農村地域防災減災事業実施要領(以下「H24防災減災事業実施要領」という。)の要領別紙 11(広域防災 ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア、(3) 及び同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産 事務次官依命通知)の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1及び運用別紙6の第1の2に掲げるもの。 このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容 の欄の1の(1)から(3)まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱第2の2の別表1の事業種類の欄の1に係る同表の 事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付 金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1(1)から(3)までに掲げるもの、戦略交付金要綱の 別紙 12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1の(1)から(3)まで及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整 備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び同表の事業種 類の欄の2に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要網の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第 2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1の運用別紙1の の1(1)から(3)までに掲げるもの、農村 地域防災減災事業実施要綱の要領第3の2(1)、同要領別紙3第2の1、2、H24 防災減災事業実施要領の要領別紙11(広域防 災ため池等整備モデル事業に係る運用)第2の2の別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(1)、(2)のア及び

農村保全管理施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 3 - 1 (農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1 (4) のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1の(4) のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの及び同運用の運用別紙2(広域防災ため池等整備モデル事業)第2の2の運用別紙2別表1の事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、沖縄振興公共投資交付金交付要網の別紙9(農地防災事業に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7 - 1の運用別紙1の の1 (4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの、H24防災減災事業に應る運用)のうち「防災がため池の保全、管理」に係るもの、H24防災減災事業に係る運用)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、展村地域復興再生基盤総合整備事業種類の欄の1に対応する事業内容の欄の(3)のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要網の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1 (4)のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの。

同表の事業種類の欄の2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の

注 8) 農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のアからカ まで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで並びに(4)から(6)まで、農業用河川工作物応急対策等事業 実施要綱(昭和 54 年 4 月 3 日付け 54 構改 D 第 239 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 1 及び 2 、土地改良施設耐震対策事業実 施要綱(平成 16年3月30日付け15農振第2639号農林水産事務次官依命通知)第2の2、地域ため池総合整備事業実施要綱(平 成 21年3月31日付け20農振第2286号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄 の(1)から(3)まで並びに同表の区分の欄の2に係る(1)及び(2)に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁 村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1(1)のアからカまで、(2)のア、イ 及びエから力まで、(3)のアからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2(地域ため池総合整備 事業)第3の2の運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)まで、同運用 の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用1別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2 の 2 、並びに同運用の運用 1 別紙 7 (土地改良施設豪雨対策事業)第 1 の 2 に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙 12(農地防災事 業に係る運用)の運用別紙1の の1の1の(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、 (4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3別記1の1の(1) から(3)まで、(5)、(6)並びに2に係る(1)から(3)まで、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業) 第2の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第2の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の 別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の

運用1別紙1の の1(1)のアから力まで、(2)のア、イ及びエから力まで、(3)のアから才まで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)まで、同運用の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用1別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2の2、並びに同運用の運用1別紙7(土地改良施設豪雨対策事業)第1の2に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の4から7まで、同要綱の要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、同要綱の要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1から4まで及び同要綱の要領別紙11(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)の第2の1から5まで、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1の(1)のアから力まで、(2)のア、イ及びエから力まで、(3)のアから才まで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)から(3)まで、(5)、(7)並びに2の(1)から(3)、同運用の 2に 2 間別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2に 掲げるもの.

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業 内容の欄の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア、 地域ため池総合整備事業実施要綱第2の2の別表1の区分の欄の1に係る(1)及び(3)に対応する同表の事業内容の欄に掲げ るもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1(1)のア、イ及びオ、 (2)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の 2の運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)までに掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用 別紙1の の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)の ア並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの、沖 縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並 びに(6)のア並びに同運用の運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用1別紙2別記1の1の(1)から(3) までに掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の4、6及び同要綱の要領 別紙4 (用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要網の別紙4-1 (農地防災事 業に係る運用)の運用別紙1の の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアから ウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3) に掲げるもの.

農村保全管理施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1 (農地防災に係る運用)の運用1別紙2 (地域ため池総合整備事業)第3の2の運用1別紙2別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用1別紙3 (農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用1別紙4 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2、並びに同運用の運用1別紙7 (土地改良施設豪雨対策事業)第1の2に規定する事業、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙3 (地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3の別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用別紙4 (農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙5 (土地改良施設耐震対策事業)の第2の2に規定する事業、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用1別紙1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第3の2の運用1別紙2別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に、同運用の運用1別紙4(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2、並びに同運用の運用1別紙7(土地改良施設豪雨対策事業)第1の2に規定する事業。

水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1(1)の工、(2)の工、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)の第3の2の運用1別紙2別記1の2の(2)に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1(1)の工、(2)の工、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3の別記1の2の(2)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1(1)の工、(2)の工、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)の第3の2の運用1別紙2別記1の2の(2)に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の5及び7、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1(1)の工、(2)の工、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の2の(2)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の2の(2)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の2の(2)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の2の(2)に掲げるもの

なお、河川工作物応急対策とは、農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱第2の1及び2並びに土地改良施設耐震対策事業実施要綱第2の2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3・1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2、同運用の運用1別紙4(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2、並びに同運用の運用1別紙7(土地改良施設豪雨対策事業)第1の2に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3・1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)の第2の1及び2、同運用の運用1別紙4(土地改良施設耐震対策事業)の第2の2、並びに同運用の運用1別紙7(土地改良施設豪雨対策事業)第1の2に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1から4、農村地域度與再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4・1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げるもの。

注9) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村総合整備の農業生産基盤整備とは、地域整備関連総合整備事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改D第537号農林水産事務次官依命通知)第3の別表の区分の欄の1の事業及び地域開発関連基盤整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知)第3の(1)の区画整理とする。

農村振興総合整備の農業生産基盤整備とは、農村振興総合整備事業実施要綱(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 農振第 1963 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 5 の別表 2 の区分の欄の 1 の事業とする。

田園整備の農業生産基盤整備とは、田園整備事業実施要綱(平成 10 年 12 月 11 日付け 10 構改 D 第 691 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 1 の別表 1 の区分の欄の 1 に係る同表の事業種類の欄の(1)の から まで及び(2)の から まで並びに同要綱第 2 の 1 の別表 2 (土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づき実施されるものに限る。)に掲げるものとする。

中山間総合整備の農業生産基盤整備とは、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表の区分の欄の1、農地環境整備事業実施要綱(平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表の区分の欄の1及び農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の中山間地域総合農地防災事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)までに掲げるものとする。

総合農地防災における農業生産基盤整備とは、農村災害対策整備事業実施要綱(平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2074 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 2 の別表 1 の区分の欄の 1 に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)のの1に掲げるもの、同運用の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における農業生産基盤整備とは、戦略交付金要綱の別紙 12 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙 1 の の 1 に掲げるもの、同運用の運用別紙 6 (農村災害対策整備事業)の第 2 の運用別紙 6 別表 1 の区分の欄の 1 に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙 19 (集落基盤整備事業に係る運用)の第 1 の 5 の事業

メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、同要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの及び第7の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの並びに同要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の1に掲げるもの第10の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)のの1に掲げるもの、同運用の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域減災防災事業実施要綱の要領別紙6(特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用)の第2の1から3まで、要領別紙12(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の要領別紙12別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものとする。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農業生産基盤整備とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要網の別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1のの1に掲げるもの、同運用の運用別紙2(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要網の別紙8-1(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの並びに第7の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

注10) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

地域自主戦略交付金における農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5 (農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙 12(農村防災施設整備事業に係る運用)の第 2 要領別紙 12 別表 1 の区分の欄の 1 に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農村保全管理施設とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1 (農地防災事業に係る運用)の運用別紙2(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)、(4)及び同表の区分の欄の2に対応する事業種別の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

注11) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用2(水質保全対策事業)の第1の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設とは、戦略交付金要綱の別紙 16(水質保全対策事業に係る運用)の第 1 の 2 の事業メニューの表の区分の欄の 1 に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の 2 に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(1)が応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(1)が応する内容の個のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(1)がびに同表の区分の欄の 1 に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用2(水質保全対策事業)の第1の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、戦略交付金要綱の別紙 16(水質保全対策事業に係る運用)の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

- 注12) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成23年4月1日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(以下「H22整備交付金要領」という。)の要領別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。
- 注13) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領の要領別紙(番号 12 集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のカの(ア)の 及び(カ)に掲げるものとする。
- 注14) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

地域自主戦略交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、戦略交付金要綱の別紙 12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙 6(農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

農村地域防災減災事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領第2の1に規定する地域とする。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙2(農村災害対策整備事業)の第4の2の(1)のウに規定する地域とする。

- 注 1 5) 地域水ネットワーク再生事業実施要綱(平成 21 年 1 月 27 日付け 20 農振第 1616 号農林水産事務次官依命通知)の第 2 の 1 の別 表の事業内容の欄の1の(1)のウ及びエ、同事業内容の欄の1の(2)及び(3)、生物多様性対応基盤整備促進パイロット事 業実施要綱(平成 20年4月1日付け 19農振第 2161号農林水産事務次官依命通知)の第3の2の別表の区分の欄の2に対応する事 業種類の欄の(1)から(3)、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成 22 年4月1日付け 21 農振第 2180 号農林水産事務次官依 命通知)の第2の1の別表の区分の欄の2、農地環境整備事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2183号農林水産事務次 官依命通知)の第2の2の別表の区分の欄の2、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1 (農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施 設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工 種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、同要領の別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備 事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境 整備事業)の第1の1(1)のアからキまで、(2)のアからエまで、同要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙 5 (農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、同要領の別紙4-1 (農村整備に係る運用)の運用1(農村 集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、同要領の別紙12(効果促進事業に係る運用)の第4、地域自主戦略交付 金要綱の別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙5(農地整備事業における地域水田農業 再編緊急整備に係る運用)の第3の1の別表1の事業の種類の欄の8及び9並びに同別紙の別表2の事業の種類の欄の9及び10、 同要綱の別紙7(農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の 別紙 11(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第 11 の 1 の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1) に対応する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利 用施設整備事業、同要綱の別紙 12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙 6 (農村災害対策整備事業)の運用別紙 6 別表 1 の区分 の欄の3、同要綱の別紙15(地域用水環境整備事業に係る運用)の第1の3の(1)の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1) から(7)まで及び同区分の欄の2、要綱の別紙 19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙 20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、要網の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第 2の2の別表の区分の欄の2、要綱の別表33(効果促進事業に係る運用)の3、沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用す る農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の 3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応 する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設 整備事業、同要領の別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農 業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)のアからキまで、 (2)のアから工まで、同要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別 表1の区分の欄の3、同要領の別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の 2及び3、同要領の別紙 12(効果促進事業に係る運用)の第4、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1 (農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、農 業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1-1(農 地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(1) の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の 欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成 30 年 3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)の運用別紙2(特別型に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、農 村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の要領別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の表の区分の欄の2、 同要綱の要領別紙2-1(農地整備事業に係る運用)第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙8-1(中山間総合整備事業 に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙9(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の 表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の欄 の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙 10(農 村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表1の区分の欄の3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領の要領別紙1(長 寿命化対策)の(1)のアの (१) に掲げるものとする。なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成 30 年度地方債同意 等基準(平成 30 年総務省告示第 149 号)及び平成 30 年度地方債同意等基準運用要綱(平成 30 年 4 月 2 日付け総財地第 71 号、総 財公第64号、総財務第60号総務副大臣通知)第一の一の1に規定によるものとする。
- 注16) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領(平成24年4月6日付け23 農振第2636号農林水産省農村振興局長通知)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1の運用2(農業基盤整備促進事業)の第5の2に定める別記様式第1号、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号、農林水産省農村振興局長、生産局長通知)の別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第4の2に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)の第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。
- 注17) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523 号農林水産事務次官依命通知)第2の6に掲げるもの。
- 注18) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策及び地域防災対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知)第2の10に掲げるもの。
- 注19) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の(一般型)及び(特別型)と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)第3の2に掲げるものうち、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官依命通知)の要領別表1の事業区分の欄の1の事業に掲げるもの。